Munich Personal RePEc Archive

Citizen Circulation Contribution (CCC): A Structural Mechanism for Mitigating the Regressivity of Consumption Taxation and a Horizontal Mutual-Aid Circulation among Citizens

Azuma, Akihiro

21 May 2026

Online at https://mpra.ub.uni-muenchen.de/129682/
MPRA Paper No. 129682, posted 22 Jun 2026 02:17 UTC

市民循環拠出（CCC）：消費課税の逆進性に対する構造的緩和装置と市民間水平的相互扶助循環

Citizen Circulation Contribution (CCC): A Structural Mechanism for Mitigating the Regressivity of Consumption Taxation and a Horizontal Mutual-Aid Circulation among Citizens

2026-05-21
AKIHIRO AZUMA

要旨

本論文は、消費課税の逆進性に対する構造的緩和装置として「市民循環拠出（Citizen Circulation Contribution、以下CCC）」を提案する。CCCは、消費課税対象の支払い時に一定率の拠出を国家の一般財源には組み入れず、専用のCCCプール（市民循環拠出プール）に集め、当該プールから公的医療保険加入者および医療扶助受給者全員に等額の月次配当を行う仕組みである。「等率徴収・等額分配」という非対称構造により、消費の少ない世帯ほど純受益（受け取る額が払う額を上回る）が大きくなる結果、消費課税の逆進性を構造的に緩和することが期待される。本論文は、CCCを単なる税制設計上の装置としてだけでなく、市民間の水平的相互扶助循環として理解する二層構造論を提示する。第一層の機能（逆進性緩和）と第二層の構造的性格（相互扶助循環）は論理的に独立であり、デジタルインフラ機能停止時の手動運用形態（M-CCC）において第二層が単独で機能し得る点に、CCCの制度的特異性がある。シミュレーションでは、家計最終消費支出351兆円のうち消費税課税対象を概ね75%（約263兆円）と置き、人口を約1億2,300万人とした場合、拠出率2.5%で1人あたり月額約4,450円、拠出率15%で約26,700円の配当が得られる試算となる。給付付き税額控除、社会保険料還付付き住民税控除、消費税増税＋一律給付方式との比較を通じて、CCCが資金所有権、政治的可逆性、制度の意味論、受給資格の根拠、正統性源泉の各軸において既存制度と構造的に異なる位置にあることを論じる。本論文の射程は税制設計上の緩和装置としてのCCCに限定し、合憲性をはじめとする実装課題は別途の専門的検討に委ねる。

Abstract

This paper proposes the Citizen Circulation Contribution (CCC) as a structural mechanism for mitigating the regressivity of consumption taxation. CCC is a mechanism in which a fixed-rate contribution is collected at the time of payment for transactions subject to consumption tax, accumulated in the CCC Pool (Citizen Circulation Contribution Pool) without being incorporated into the state's general revenue, and distributed monthly in equal amounts to all public health insurance enrollees and recipients of medical assistance. Through the asymmetric structure of "uniform-rate collection and equal-amount distribution," households with lower consumption are expected to receive larger net benefits, in the sense that the amount received exceeds the amount contributed, thereby structurally mitigating the regressivity of consumption taxation. This paper presents CCC not only as a tax-design mechanism, but also through a two-layer structural framework that understands it as a horizontal mutual-aid circulation among citizens. The first-layer function—mitigating the regressivity of consumption taxation—and the second-layer structural character—mutual-aid circulation—are logically independent. The institutional distinctiveness of CCC lies in the fact that the second layer can function on its own in the form of manual operation (M-CCC) when digital infrastructure becomes inoperative.

In the simulation, assuming household final consumption expenditure of 351 trillion yen, of which approximately 75 percent, or about 263 trillion yen, is subject to consumption tax, and a population of approximately 123 million, a contribution rate of 2.5 percent yields a monthly per-capita distribution of approximately 4,450 yen, while a rate of 15 percent yields approximately 26,700 yen. Through comparisons with refundable tax credits, resident tax credits with social insurance premium refunds, and consumption tax increase plus universal cash benefit schemes, this paper argues that CCC occupies a structurally distinct position from existing systems along the axes of fund ownership, political reversibility, institutional meaning, basis of eligibility, and source of legitimacy. The scope of this paper is limited to CCC as a mitigation device within tax design; implementation issues, including constitutionality, are left for separate specialized examination.

尚、本稿の編集、表現調整、および英語翻訳の一部に AI 支援ツールを用いた。ただし、制度構想、分析、数値設定および最終的な内容責任はすべて著者に帰属する。

目次

第1節 序論 4

1.1 消費課税の逆進性問題と現代日本の文脈

1.2 既存の対応策とその限界

1.3 本論文の貢献と射程

1.4 論文の構成

第2節 CCCの基本設計 6

2.1 「等率徴収・等額分配」の非対称構造

2.2 拠出対象（最終消費段階に帰着する課税消費）

2.3 配当対象（公的医療保険加入者および医療扶助受給者）

2.4 CCCプールと用途固定

2.5 CDAT基盤との接続

第3節 CCCの二層構造 9

3.1 第一層：税制設計上の機能（消費課税の逆進性緩和）

3.2 第二層：構造的性格（市民間水平的相互扶助循環）

3.3 二層の独立性と相互関係

3.4 平時における二層の重なりと、非常時における第二層の顕在化

3.5 思想的系譜：Mauss、Titmuss、ロールズ的相互性

第4節 既存制度との比較分析 12

4.1 比較の目的と評価軸

4.2 給付付き税額控除との比較

4.2.1 制度概要と日本での検討状況

4.2.2 構造的差異（5軸比較）

4.2.3 数値的比較

4.3 社会保険料還付付き住民税控除との比較

4.3.1 社会保険料還付付き住民税控除の三位一体構造（減税＋給付＋労働政策）

4.3.2 CCCとの構造的差異（対象選別、目的、性格）

4.3.3 高齢者・無職世帯への効果の差

4.3.4 数値的比較

4.4 消費税増税＋一律給付方式との比較

4.4.1 数値的近似と構造的差異

4.4.2 5軸比較（資金所有権、政治的可逆性、制度の意味論、受給資格の根拠、正統性源泉）

4.4.3 「結果が同じだが構造が異なる」ことの意味

4.5 比較から浮かび上がるCCCの独自性

第5節 シミュレーション 19

5.1 シミュレーションの前提条件

5.2 世帯類型別シミュレーション（拠出率2.5%、5%、10%、15%）

5.3 ジニ係数および相対的貧困率への影響

5.4 給付付き税額控除との定量比較

5.5 社会保険料還付付き住民税控除との定量比較

5.6 消費税増税＋一律給付方式との定量比較

5.7 シミュレーションの限界と感度分析
第6節 制度設計の詳細 26
6.1 自動停止・自動再開請願機構
6.2 過半数到達後の状態遷移
6.3 国会による3ヶ月以内の審議
6.4 1年経過後の終末処理
6.5 保護者・後見人ウォレット制度
6.6 ダブルバッファ運用とバックアップ
6.7 請願票の時間減衰、状態遷移、匿名性
第7節 災害時の手動運用：M-CCC 29
7.1 デジタルインフラ機能不全地域における制度移行
7.2 第一層機能停止と第二層単独運用の論理的整合性（第3節の二層構造との接続）
7.3 郵便局をノードとするアナログ運用
7.4 「市民循環拠出箱」と任意拠出
7.5 地域完結型の集計と配当
7.6 復旧時の精算と通常運用への移行
7.7 災害多発国における社会保障設計としての意義
第8節 実装に向けた課題 33
8.1 市民循環拠出基本法の制定の必要性
8.2 後継議会非拘束原則と特別多数要件の関係
8.3 自動停止機構と間接民主主義原理の関係
8.4 配当の所得課税問題（非課税扱いの法的整理）
8.5 健康保険・住民基本台帳・親権法との連動規定
8.6 マイナンバー連動とプライバシー保護
8.7 これらは別途の専門的検討を要する課題であることの明示
第9節 拡張可能性：G-CCC 38
9.1 国家財政から独立した会計区分としての国際展開可能性
9.2 同程度の経済力を有する国家間でのCCC圏構成
9.3 課題（通貨換算、購買力平価、居住者基準、制度監督、政治的実現可能性）
9.4 Pogge、Milanović等の規範的分配構想との接続
第10節 結論 40
10.1 CCCの本質的貢献
10.2 二層構造による思想的厚みと技術的実装可能性
10.3 政治的伝達戦略の重要性
10.4 残された課題と今後の研究
付録 43
付録A：シミュレーション計算式と全パラメータ
付録B：状態遷移図（通常運用、過半数到達、配当処理、保留、停止、再開）
付録C：CCCに関わる主要関係法令の改正点リスト
付録D：先行制度（アラスカPFD、Hansen-Boyce、スイス、カナダ）の制度比較表
参考文献 58

第1節 序論

1.1 消費課税の逆進性問題と現代日本の文脈

消費課税は、税率の形式的均一性とは別に、所得階層間で実質的な負担の偏りを伴うことが古くから指摘されてきた。低所得層ほど可処分所得に占める消費の割合が大きいため、消費に対する一律の課税は、所得に対する負担割合という観点では低所得層に重く、高所得層に軽くなる傾向を持つ。これがいわゆる「消費課税の逆進性」として論じられてきた現象である。

日本においては、消費税が1989年に税率3%で導入され、その後5%、8%、10%へと段階的に引き上げられた。複数税率制度の導入や軽減税率の運用は逆進性の緩和を意図した工夫の一つではあるが、家計の消費構造の階層差はより広範に存在しており、軽減税率のみで構造的な逆進性を解消することは難しいと考えられている。さらに、消費税の引き上げは社会保障財源の確保と密接に結びつけて議論されてきた経緯があり、税率引き上げに伴う逆進性の悪化と、増収による社会保障維持との間に、政策的な緊張関係が生じている。

加えて、現代日本では人口減少と高齢化の進行、財政赤字の累積、世帯構成の多様化（単身高齢者世帯やひとり親世帯の増加）といった構造変化が同時に進行している。これらの変化は、消費課税の逆進性の効果を単純な所得階層別の議論からだけでは捉えにくくしており、世帯類型、家族構成、就労状況の組み合わせを踏まえた制度設計の必要性を高めている。

1.2 既存の対応策とその限界

消費課税の逆進性に対する政策的対応は、概ね次の三つの方向に整理できる。第一に、複数税率や軽減税率の活用による負担構造の調整である。第二に、低所得層への給付や税額控除を通じた事後的な所得補填である。第三に、社会保険料や住民税といった他の租税・社会保障制度との組み合わせによる総合的な再分配の実現である。

第一の方向については、軽減税率の対象品目の選定や、適用範囲の管理に伴う事務コストの増加が論じられている。第二の方向については、給付付き税額控除（refundable tax credit）の導入が検討されているが、その実施には所得・資産の把握や給付執行の制度的基盤の整備が必要であり、また財源は基本的に国家の一般財源から拠出されるため、財政状況との関係が問題となる。第三の方向については、社会保険料還付付き住民税控除など、最近の政策議論で提起された制度提案がある

が、対象選別の論理（社会保険料納付実績）に伴って高齢者・無職世帯の取扱いに不均衡が生じうるなどの論点を伴う。

これらの対応策はいずれも、何らかの意味で「国家を主体とする再分配」の枠組みの中にある。すなわち、徴税権を持つ国家が一旦財源を集約し、行政的判断と立法的決定を経て対象者に給付を行うという構造である。この構造は近代福祉国家の標準的な形態であり、それ自体に問題があるわけではない。ただし、(1) 国家財政の余裕が前提条件となること、(2) 政権交代等による政治的変動の影響を受けやすいこと、(3) 給付対象を選別するための事務コストや対象境界の設計の難しさを伴うこと、といった構造的な制約も指摘されてきた。

1.3 本論文の貢献と射程

本論文は、以上の制約に対して別の制度設計の選択肢を提示する。「市民循環拠出（Citizen Circulation Contribution、以下CCC）」は、消費課税対象の支払い時に消費者から一定率を拠出として集め、それを国家の一般財源には組み入れず、月次配当まで一時的に保持される専用の共通管理領域であるCCCプール（市民循環拠出プール）に蓄積し、毎月一回、対象者全員に等額で配当する仕組みである。この設計の核心は、拠出金を一般財源として国家が裁量的に再分配するのではなく、市民の支払いと受領の間に閉じた循環として構成する点にある。

本論文の貢献は以下の三点である。第一に、CCCの基本設計を明示し、その「等率徴収・等額分配」の非対称構造から、消費課税の逆進性を構造的に緩和する効果が生じることを示す。第二に、CCCを単なる税制設計上の装置としてではなく、市民間の水平的相互扶助循環として理解する「二層構造」の枠組みを提示する。これにより、平時の逆進性緩和機能とは独立した、災害時運用（M-CCC）の論理的整合性を説明することが可能となる。第三に、給付付き税額控除、社会保険料還付付き住民税控除、消費税増税＋一律給付方式との比較を通じて、CCCが既存制度と数値的に近い結果をもたらしうる場合でも、構造的には異なる制度であることを明示する。

一方、本論文の射程には限定がある。CCCを実装する際には、租税法律主義との関係、後継議会非拘束原則、自動停止機構と間接民主主義原理との整合性、健康保険法・住民基本台帳法・親権法等との連動、マイナンバー連動とプライバシー保護といった複数の論点が生じることが予想される。本論文ではこれらに対して節を設けて論点を提起するが、各論点の詳細な検討は別途の専門的検討に委ねる。本論文の主軸は、CCCの税制設計上の機能と構造的性格、ならびに既存制度との比較分析にある。

1.4 論文の構成

本論文は10節からなる。第2節では、CCCの基本設計を提示する。第3節では、CCCの二層構造論を展開する。第4節では、給付付き税額控除、社会保険料還付付き住民税控除、消費税増税＋一律給付方式との比較分析を行う。第5節では、世帯類型別の数値シミュレーションを示す。第6節では、CCCの運用細則として自動停止・自動再開請願機構等の制度設計を論じる。第7節では、災害時の手動運用形態であるM-CCCを扱う。第8節では、実装に向けた課題を課題提起のレベルで整理する。第9節では、拡張可能性としてのG-CCCを論じる。第10節では、結論と今後の研究を提示する。

第2節 CCCの基本設計

2.1 「等率徴収・等額分配」の非対称構造

CCCの基本構造は、徴収と分配の非対称性に集約される。

徴収（拠出）：消費者が消費税課税対象の支払いを行う際に、消費額に対して一定率（例：2.5%）を拠出として徴収する。拠出率は消費額の多寡に関わらず一律であり、この意味で「等率徴収」である。消費額が多い消費者ほど多くの絶対額を拠出することになる。

分配（配当）：集まった拠出金は専用のCCCプールに蓄積され、毎月一回、対象者全員に等額で配当される。配当額は、各対象者の消費額や所得、年齢、就労状況に関わらず、全員に同額が支給される。この意味で「等額分配」である。

この「等率徴収・等額分配」の組み合わせは、表面的には均一的な扱いに見えるが、実質的には消費額が低い世帯ほど純受益が大きくなる構造を内蔵している。すなわち、ある世帯の月次純影響は次のように表現される。

純影響 = 配当額 – 拠出額 = (1人あたり配当 × 世帯人数) – (課税対象消費額 × 拠出率)

消費額が一定の閾値より小さい世帯では純影響がプラス(純受益)となり、それを超える世帯では純影響がマイナス(純拠出)となる。この閾値は拠出基盤、配当対象人口、世帯人数によって決まる。

ここで、CCCの構造的特徴の一つとして、この閾値が拠出率の選択に依存しないという性質がある。1人あたり月額配当 d は、拠出率 r に比例する形(d = B × r ÷ N ÷ m、

ここでBは年間拠出基盤、Nは配当対象人口、mは配当周期)で算出されるため、純影響がゼロとなる課税対象消費額の閾値X*は、

$$X^* \times r = d \times n$$
$$X^* = d \times n \div r = (B \div N \div m) \times n$$

としてrに依存しない値となる(nは世帯人員)。すなわち、拠出率rを引き上げても、純拠出と純受益を分ける閾値そのものは動かず、純影響の絶対額のみが比例的に拡大する。これは、政策パラメータである拠出率の選択が、CCCの再分配の「対象範囲」(誰が純受益で誰が純拠出か)を変えるのではなく、再分配の「強度」のみを変えるという設計上の性質を意味する。具体的な数値および世帯人員別の閾値の整理は、第5節のシミュレーションおよび付録A.5に示す。

2.2 拠出対象（最終消費段階に帰着する課税消費）

CCCの拠出対象は、現行消費税法上の課税取引のうち、最終消費段階に帰着する個人消費を基礎とすることを基本設計とする。これは、(1) 既存の徴収インフラを利用できる実装上の利点、(2) 拠出と消費税の二重的執行に伴う事務コストの抑制、(3) 拠出範囲の明確性、の各観点から望ましいと考えられる。具体的には、家計最終消費支出のうち、居住用家賃、持家の帰属家賃、保険診療の医療費、社会保険料、税金、学校教育費の一部など、消費税非課税または課税対象外として扱うべき項目を除外した範囲がCCCの拠出対象となる。なお、住宅ローン返済は家計調査上の消費支出には原則として含まれないため、本論文の基礎計算では課税対象消費から除外される。

事業間取引（B2B）にはCCCを賦課しないことを基本とする。これは、(1) 多段階のサプライチェーンを通じた累積効果（cascading）の発生を回避するため、(2) 最終消費の段階でのみ一度賦課することで経済中立性を確保するため、(3) 事業者間取引まで対象を拡張すると累計拠出額が極めて大きくなり、配当の規模設定が現実的でなくなるため、である。この設計は付加価値税（VAT）型の課税構造と整合的であり、後述するCDAT（累積差額調整税）の基盤の上に乗せやすい。

2.3 配当対象（公的医療保険加入者および医療扶助受給者）

配当の対象は、公的医療保険加入者および医療扶助受給者とする。日本の公的医療保険制度は、国民健康保険、被用者保険（健康保険、共済組合）、後期高齢者医療制度を通じてほぼ全居住者をカバーしており、医療扶助受給者を含めれば、配当対象人数は日本の総人口にほぼ等しくなる。具体的には約1億2,300万人と想定する。

この基準には次の特徴がある。第一に、在留外国人のうち健康保険加入者（永住者・中長期滞在者）は配当対象に含まれる。第二に、日本人であっても国外長期居住者（海外駐在員等で公的医療保険から離脱している者）は対象外となる。第三に、住民基本台帳の住所変更や健康保険資格の取得・喪失と連動して対象者リストが自動更新される。これらの増減は概ね相殺されると考えられ、配当対象人数への影響は限定的と見込まれる。

子どもについても、健康保険に加入していれば配当対象となる。未成年者および被後見人の配当は、本人名義の「未成年者・被後見人ウォレット」に入金され、その利用・出金は親権者または法定代理人が管理する「保護者・後見人ウォレット」を通じて行われる（第6.5節参照）。

2.4 CCCプールと用途固定

CCCで集められた拠出金は、国家の一般財源には組み入れず、月次配当まで一時的に保持される専用の共通管理領域であるCCCプール（市民循環拠出プール）に蓄積される。CCCプールは、法制度上は一般会計と区分された独立の会計区分として構成され、当該プールからの支出は配当のみに用途を限定する。これにより、CCCの収支は、原則として拠出と配当が同一の循環内で対応する構造となる。

用途固定の法的根拠は、市民循環拠出基本法（仮称）の制定によって担保される。この基本法では、(1) CCCプールの設置と管理機関の定め、(2) 拠出金の用途を配当のみに固定する規定、(3) パラメータ変更（拠出率や配当方法）に対する重い手続要件、(4) CCCプールへの政府の裁量的介入を制限する条項、を含めることが想定される。詳細な法的論点は第8節で扱う。

2.5 CDAT基盤との接続

CCCの実装は、リアルタイム決済インフラに依存する。著者が別稿で提案したCDAT（累積差額調整税、Cumulative Difference Adjustment Tax）（Azuma, 2026）は、消費税のリアルタイム徴収と差額調整を分散台帳上で行うインフラであり、CCCの拠出も同一基盤上に同時に処理することができる。CDATが消費の各段階で価格と差額を記録するため、最終消費の段階でCCC拠出を上乗せ徴収する処理は、技術的には軽微な追加実装で実現可能である。

ただし、CDATは消費課税の事務効率化を主目的とする一方、CCCは逆進性の構造的緩和を主目的とする独立した制度であり、両者の機能は分業関係にある。CDATが存在しなくともCCCは別個の決済基盤上で実装可能であるし、逆に、CDATが先行実

装されてもCCCを直ちに導入する義務は生じない。本論文では、CDAT基盤との接続を望ましい実装形態の一つとして示すが、CCCの論理的成立はCDATの存在を必須条件としない。

第3節 CCCの二層構造

3.1 第一層：税制設計上の機能（消費課税の逆進性緩和）

CCCの第一の性格は、消費課税の逆進性を構造的に緩和する税制設計上の機能である。これは本論文の主軸となる位置づけであり、第1.1節で述べた逆進性問題への直接的な応答である。

「等率徴収・等額分配」の非対称構造により、消費額の少ない世帯ほど純受益が大きくなる。これは、消費課税の逆進性によって相対的に大きな負担を負っている低消費（低所得）世帯に対して、純受益という形で実質的な負担緩和をもたらす。第5節のシミュレーションが示すように、この効果は拠出率を高めるほど顕著になり、拠出率10%以上では低消費世帯の純影響率が概ね+5〜18%の範囲に達する。

第一層の性格を一文で要約すると、CCCは「逆進性緩和装置」である。この性格は、消費課税が存在することを前提とし、消費課税対象を拠出基盤として使用する点で、消費課税制度に依存的である。

3.2 第二層：構造的性格（市民間水平的相互扶助循環）

CCCの第二の性格は、第一層を実現する構造そのものに内在する社会的性格、すなわち市民間の水平的相互扶助循環としての性格である。

「等率徴収・等額分配」という構造は、形式的には拠出ルールと分配ルールの組み合わせに過ぎない。しかし、その実質を見ると、(1) 全員が拠出に参加し、(2) 全員が配当を受領し、(3) 拠出金は国家の一般財源を経由せず市民間で循環し、(4) 配当の根拠は国家への帰属ではなく循環への参加にある、という性格が浮かび上がる。

この構造は、人類学的・社会哲学的に見れば、市民間の水平的な相互扶助関係を制度的に実装したものと解釈できる。徴収と分配が市民の支払いと受領の中で完結することは、再分配を「国家から市民へ」という垂直的方向ではなく「市民から市民へ」という水平的方向に置き直すことを意味する。

第二層の性格を一文で要約すると、CCCは「市民間水平的相互扶助の制度的循環」である。この性格は、何を拠出基盤とするかとは独立した、より根本的な構造に属する。

3.3 二層の独立性と相互関係

第一層と第二層は、同一の「拠出と配当の循環構造」から派生するが、論理的には区別される。第一層は、この循環構造を消費課税対象に接続することで、消費課税の逆進性を緩和する機能である。すなわち、第二層である市民間水平的相互扶助循環を、消費課税の逆進性を緩和する装置として用いる応用形態といえる。

これに対し、第二層は消費課税の存在に必ずしも依存しない。市民が拠出し、それを集計して等額で配当するという循環構造そのものは、拠出基盤が消費課税対象でなくても成立しうる。この点に、CCCの理論的柔軟性がある。

したがって、本論文の主軸は第一層、すなわち消費課税の逆進性緩和に置かれるが、その背後には第二層としての市民間水平的相互扶助循環が存在する。この二層性が、CCCを単なる税制技術ではなく、社会的循環の制度設計としても理解可能にしている。

3.4 平時における二層の重なりと、非常時における第二層の顕在化

平時においては、第一層と第二層は重なって機能する。消費課税対象への拠出は逆進性緩和を実現すると同時に、その拠出と配当の循環は、市民間の水平的相互扶助関係を制度的に表現する。通常運用では第一層が前面に立ち、第二層はその構造的基盤として作用する。

これに対し、災害等によりデジタルインフラが機能不全に陥った地域では、CDAT等に基づく通常の徴収・配当処理が一時的に維持できなくなる。この場合、第一層の機能、すなわち消費課税に接続した逆進性緩和は停止するが、第二層の循環構造は、任意拠出と地域内配当というアナログな形で継続しうる。

この状態が、第7節で扱うM-CCCである。M-CCCはCCCの劣化版ではなく、二層構造のうち第二層が単独で発露した運用形態である。したがって、M-CCCの意義は、デジタルインフラが失われた場合でも、CCCの構造的核心である市民間水平的相互扶助循環が維持されうる点にある。

3.5 思想的系譜：Mauss、Titmuss、ロールズ的相互性

CCCの第二層、すなわち市民間水平的相互扶助循環としての性格は、社会哲学・人類学の伝統的な議論にいくつかの接続点を持つ。

マルセル・モースの贈与論

モースが「贈与論」（Mauss, 1925）で論じた「全体的給付体系（système de prestations totales）」は、貨幣経済以前の社会における贈与・受領・返礼の相互的循環を分析した。モースは、贈与関係が単なる経済的交換ではなく、社会的紐帯を構築する根源的な行為であることを示した。CCCの第二層は、現代の貨幣経済の中に、形式化された贈与的循環を制度として埋め込む試みと解釈できる。すべての市民が拠出（贈与）し、すべての市民が配当（受領）する構造は、モース的な「全体的給付体系」の現代的実装の一形態と位置づけうる。

リチャード・ティトマスの贈与関係論

ティトマスは「The Gift Relationship」（Titmuss, 1970）において、英米の血液提供制度の比較研究を通じて、市場化された血液提供制度が社会的連帯を蝕むのに対し、無償の制度が連帯を強化することを論じた。ティトマスの議論の核心は、贈与的関係が社会の共通基盤を構築するという点にある。CCCの第二層は、ティトマスの議論を税制内部に拡張したものと位置づけられる。すなわち、消費課税という外形を持ちながらも、その内実は市民間の贈与的循環であり、社会的連帯の制度的表現として機能する。

ロールズ的相互性

ジョン・ロールズが「正義論」（Rawls, 1971）で論じた「正義の二原理」のうち、格差原理は社会的経済的不平等への対応であるが、その基盤には「相互性（reciprocity）」の概念がある。CCCの「全員が拠出し全員が受け取る」構造は、ロールズ的相互性を構造として実装した形と読めなくもない。形式的な対称性（拠出と受領の両方への参加）と、結果的な非対称性（消費の少ない世帯ほど純受益が大きい）の組み合わせは、形式的相互性と実質的格差原理の両立を試みる構造である。

ただし、これらの思想的接続はCCCを直接的に正当化するものではない。CCCはあくまで税制設計上の緩和装置として実用的な意義を持つ仕組みであり、上記の思想的系譜は、CCCの第二層の意味を解釈する際の参照点として位置づけられる。

これらの思想的厚みは、CCCを単なる技術的装置としてではなく、現代社会における再分配のあり方を問い直す試みとして位置づけることを可能にする。

第4節 既存制度との比較分析

4.1 比較の目的と評価軸

本節では、CCCを既存または検討中の関連制度と比較することで、その独自性と位置づけを明確にする。比較対象は、(1) 給付付き税額控除、(2) 社会保険料還付付き住民税控除、(3) 消費税増税＋一律給付方式の三つである。

これら三つを選んだ理由は、(1) 給付付き税額控除は現政権下で具体的に検討されている制度であり、消費税逆進性への代表的な対応策であること、(2) 社会保険料還付付き住民税控除は近年の政策議論の中で登場した新しい提案であり、CCCと月額規模が近い水準を狙うこと、(3) 消費税増税＋一律給付方式はCCCと数値的に近接した結果をもたらす可能性がある一方で、構造的には異なる制度であり、両者の対比が論点として重要であること、による。

比較の評価軸として、本論文では次の五つの軸を用いる。

- **資金の所有権**：拠出金・税収の法的所有主体は誰か。
- **政治的可逆性**：制度の変更・廃止に必要な政治的決定の重さ。
- **制度の意味論**：徴収・給付の関係性をどのように位置づけるか（再分配か、相互扶助か、補償かなど）。
- **受給資格の根拠**：給付・配当を受ける権利の根拠は何か（国家への帰属、所得・労働状況、循環への参加など）。
- **正統性源泉**：制度全体の正統性はどこから派生するか（議会の代表性、構造的自動性など）。

これらの軸は、相互に関連しつつも、独立した側面を捉えている。

4.2 給付付き税額控除との比較

4.2.1 制度概要と日本での検討状況

給付付き税額控除（refundable tax credit）は、所得税の課税最低限以下の世帯にも控除分を現金給付として届ける仕組みである。米国の勤労所得税額控除（EITC）、英国のWorking Tax Credit、カナダのGST/HSTクレジット、フランスのprime d'activitéなど、先進諸国に複数の前例がある。

日本において給付付き税額控除は、2010年代初頭の社会保障と税の一体改革の文脈で本格的に検討され、消費税の逆進性対策として位置づけられてきた。近年でも、複数の与野党間で制度設計に関する協議が行われ、中低所得層への支援および税・社会保険料負担の軽減策として再び政策課題となっている。
基本的な構造は、(1) 所得税減税で現役世代の手取りを増やし、(2) 課税最低限以下の世帯には減税分相当を給付として支給する、というものである。

4.2.2 構造的差異（5軸比較）

CCCと給付付き税額控除を5軸で比較すると、次のような差異が浮かび上がる。

資金の所有権

給付付き税額控除は国家の一般財源から拠出される。減税分は国の租税収入の減少として現れ、給付分は国の歳出として現れる。両者ともに国家財政の一部であり、国会の予算編成過程の中で他の歳出と競合する。一方CCCは、拠出金が国家の一般財源を経由せず、専用の会計区分として独立に管理される。会計上、CCCの拠出と配当は一般会計の裁量的歳出とは区分され、CCCプール内で収支対応する構造を持つ。

政治的可逆性

給付付き税額控除は、所得税法および関連法規の改正によって導入され、同様の手続きで変更・廃止が可能である。控除額や給付水準は予算編成と税制改正大綱の中で年度ごとに調整されうる。CCCは、市民循環拠出基本法という独立法に基づき、用途固定規定や重い手続要件を伴う設計とすることが想定される。これにより、CCCのパラメータ変更は通常の税制改正よりも重い政治的手続を要し、結果として制度の安定性が高まる構造となる（後継議会非拘束原則との関係は第8.2節で論じる）。

制度の意味論

給付付き税額控除は、構造的には「国家から低所得層への給付」である。この給付の意味論は、福祉的・補助的なものであり、給付を受ける側には所得審査が課される。CCCは、市民間の水平的循環であり、国家からの給付ではない。配当を受ける側に所得審査はなく、誰もが拠出者かつ受給者として位置づけられる。

受給資格の根拠

給付付き税額控除では、給付の根拠は所得・資産が一定以下であることである。すなわち「困っていること」が給付の条件となる。CCCでは、配当の根拠は循環への参加（公的医療保険加入者または医療扶助受給者であること）である。すなわち「制度に属していること」が配当の条件となる。

正統性源泉

給付付き税額控除の正統性は、議会の代表性と再分配の必要性に対する政治的合意から派生する。CCCの正統性は、市民の支払いと受領の循環という構造的事実から派生し、加えて市民循環拠出基本法によって法的に固定される。両者は、政治的決定と構造的自動性という、異なる正統性源泉を持つ。

4.2.3 数値的比較

給付付き税額控除の具体的な制度設計は政策議論の進展により変動するが、報道等で言及されている水準を仮に「年間6万円程度の手取り増を低所得層に届ける」とすれば、CCCの拠出率2.8%程度が概ね近い水準となる。ただし、CCCでは消費時の拠出が同時に発生するため、家計ごとの純影響は課税対象消費額に応じて異なる。また両者は対象範囲、財源構造、執行方式が異なるため、数値の単純比較は意味を持たない。給付付き税額控除は所得審査を経た一部の世帯を対象とするのに対し、CCCは全市民が対象である。

4.3 社会保険料還付付き住民税控除との比較

4.3.1 社会保険料還付付き住民税控除の三位一体構造（減税＋給付＋労働政策）

日本において社会保険料還付付き住民税控除は、近年の政策議論で提起された、住民税控除額の引き上げと社会保険料還付制度を組み合わせた手取り増加策である。社会保険料還付付き住民税控除は構造的に三つの異なる性格を併せ持つ。

- **減税要素**：住民税控除の引き上げにより、住民税納付者の手取りが増える。
- **給付要素**：住民税非課税層には、社会保険料納付実績に応じた還付（実質的給付）が支給される。
- **労働インセンティブ要素**：106万円・130万円の壁問題への対応として、就労継続を促す効果が期待される。

この「減税＋給付＋労働政策」の三位一体は、複数の政策目標を同時に達成しようとする一方で、それぞれの目標が相互に緊張する場合がある。たとえば、社会保険料納付実績を給付の条件とすることで、社会保険料を納付していない（または納付実績の少ない）層への対応が限定的になる。

4.3.2 CCCとの構造的差異（対象選別、目的、性格）

CCCと社会保険料還付付き住民税控除の構造的差異は、上記の三位一体性に由来する。

対象選別

社会保険料還付付き住民税控除は住民税納付者と社会保険料納付実績のある住民税非課税層を対象とし、就労状況や社会保険料納付実績による選別を行う。CCCは公的医療保険加入者および医療扶助受給者を対象とし、所得審査・労働状況・社会保険料納付実績による選別を行わない。

目的

社会保険料還付付き住民税控除の目的は、低所得・非課税層の負担軽減と就労インセンティブの維持を両立させることにある。したがって、税・社会保険料負担の軽減という側面と、労働政策上の側面を併せ持つ。これに対し、CCCの目的は、消費課税の逆進性を構造的に緩和することにある。

性格

社会保険料還付付き住民税控除は選別的な給付・控除として性格づけられる。CCCは普遍的な水平的循環として性格づけられる。

4.3.3 高齢者・無職世帯への効果の差

社会保険料還付付き住民税控除とCCCの最も顕著な差異は、高齢者・無職世帯への効果に現れる。

社会保険料還付付き住民税控除は社会保険料納付実績を給付の条件とするため、年金生活の高齢者や、長期に無職の人々への直接的給付効果が限定的である。これは「働くインセンティブを重視する」という設計思想の結果であり、必ずしも欠陥とは言えないが、消費課税の逆進性への直接的緩和という観点では限界を持つ。

CCCは高齢者・無職世帯も配当対象とするため、これらの世帯への純受益が直接的に発生する。第5節のシミュレーションが示すように、単身年金高齢者世帯（月消費

149,286円）や65歳以上夫婦のみ無職世帯（月消費256,521円）は、拠出率2.5%でも純受益となる。

4.3.4 数値的比較

社会保険料還付付き住民税控除の想定する手取り増（年間約6万円）は、CCCの拠出率2.8%程度の水準に相当する。ただし、CCCの純影響は配当額から拠出額を差し引いた値であり、制度効果の分布は世帯の消費額と世帯人員に依存する。また、社会保険料還付付き住民税控除は選別的給付であるため、対象世帯への効果は1世帯あたりではより集中するが、対象範囲は限定される。一方、CCCの配当先は全市民であるため1世帯あたりの効果は分散するが、その対象範囲は遥かに広く、構造的性格は大きく異なる。

4.4 消費税増税＋一律給付方式との比較

4.4.1 数値的近似と構造的差異

消費税増税＋一律給付方式は、消費税率を引き上げて増収分を全国民への一律給付に充てる構想である。たとえば「消費税を20%に引き上げ、増収分を全国民に一律給付する」という形態が考えられる。この方式は、一部の論客や政策提案者によって、「消費税の逆進性を給付で相殺する」設計として提示されてきた。

一見すると、消費税増税＋一律給付方式（消費税10%→20%、増収分の全国民給付）とCCC（拠出率10%）は、数値的には近接した結果をもたらしうる。両者ともに、消費課税対象の支払いから一定率を集め、全国民に等額で配ることになるため、家計レベルの純影響額は近似する。

しかし、両者は構造的には根本的に異なる制度である。次節以降で、5軸の差異を詳述する。

4.4.2 5軸比較（資金所有権、政治的可逆性、制度の意味論、受給資格の根拠、正統性源泉）

資金の所有権

消費税増税＋一律給付方式では、増収分は国家の一般財源に組み入れられる。給付は国家の歳出として国会の予算編成を経て実施される。すなわち、資金は国家の所有・管理下にある。CCCでは、拠出金は専用の会計区分として独立に管理され、国

家の一般財源に組み入れられない。資金は構造的に「市民の循環の中にある」位置づけとなる。

政治的可逆性

消費税増税＋一律給付方式では、税率や給付水準は予算編成と税制改正の中で年度ごとに調整可能である。給付水準は政権の選択によって変動しうる。CCCでは、拠出率や配当方法は基本法の改正を要し、変更には重い政治的手続を要する設計とすることが想定される。両者の政治的可逆性は大きく異なる。

制度の意味論

消費税増税＋一律給付方式は、「国家による徴税と再分配」という近代福祉国家の伝統的構造の延長にある。「税を集めて給付する」という意味論である。CCCは、「市民間の水平的循環」という意味論を持つ。「拠出と受領の循環」という意味論は、徴税と再分配の意味論とは異なる構造を持つ。

受給資格の根拠

消費税増税＋一律給付方式では、給付の根拠は国民であること（または居住者であること）である。給付は国家から国民への給付であり、その正当性は国家と国民の関係（社会契約、国民の権利、国家の責務）から導出される。CCCでは、配当の根拠は循環への参加である。市民として消費活動を通じて拠出に参加することが、配当受領の根拠となる。これは国家への帰属ではなく、経済的循環への参加に基づく権利であり、近代国家の枠組みとは異なる位置づけを持つ。

正統性源泉

消費税増税＋一律給付方式の正統性は、国家の代表性から導出される。「議会が国民を代表して税を集め、行政が国民のために給付を配る」という間接民主主義の構造の中で、再分配は政治的決定として位置づけられる。CCCの正統性は、市民相互の拠出と循環の事実、ならびにそれを保護する基本法の構造から導出される。再分配の正統性は、政治的決定だけでなく、構造的・自動的な仕組みそのものから派生する。

4.4.3 「結果が同じだが構造が異なる」ことの意味

数値的観点では、消費税増税＋一律給付方式（消費税10%→20%、増収分の全国民給付）とCCC（拠出率10%）は近接した家計レベルの純影響をもたらしうる。しかし両者は、上記5軸において構造的に異なる制度である。

この「結果の類似性にもかかわらず構造が根本的に異なる」点は、再分配制度の設計選択肢を考える上で重要な含意を持つ。同じ家計効果を実現する制度であっても、(1) 資金の所有権をどこに置くか、(2) 政治的決定の負荷をどう設計するか、(3) 制度の意味論をどう構築するか、(4) 受給資格の根拠をどう設定するか、(5) 正統性をどこから引くか、の選択により、社会的・政治的な含意は大きく異なる。

CCCは、再分配の仕組みを通常の政治的争点(税率や給付水準を毎年議論する対象)から、より基本的な制度的取り決め(社会の根本ルールに近いもの)へと部分的に位置づけ直す性格を持つ。これは、再分配の安定性を、その時々の政治的多数派の好みから構造的に切り離そうとする試みである。Bruce Ackermanは、政治を「憲法政治」(社会の根本ルールを決める高次の政治)と「通常政治」(日常的な政策論争)に分けて論じている。CCCを通じた再分配は、通常政治の領域から、部分的に憲法政治の領域に近づける設計として位置づけられる。

ただし、上記の対比は、消費税増税＋一律給付方式を否定するものではない。両者はそれぞれ異なる長所と短所を持ち、選択肢としてどちらが望ましいかは、社会の価値判断と政治的選好に依存する。本論文の主張は、両者の構造的差異を明確化することで、再分配制度の設計選択肢を拡張することにある。

4.5 比較から浮かび上がるCCCの独自性

以上の比較から、CCCの独自性は次の三点に集約される。

第一に、**国家財政から構造的に独立した会計区分**として設計されている点である。給付付き税額控除、社会保険料還付付き住民税控除、消費税増税＋一律給付方式はいずれも国家財政の枠内で運用されるが、CCCはCCCプールという独立した会計区分を持つ。これは制度の安定性に直接寄与する。

第二に、**普遍的対象**であり、所得審査・労働状況・社会保険料納付実績による選別を行わない点である。給付付き税額控除と社会保険料還付付き住民税控除は選別的な仕組みであるが、CCCはすべての公的医療保険加入者を対象とする。

第三に、**循環構造の形式的対称性と実質的非対称性の組み合わせ**である。「等率徴収・等額分配」は形式的には対称的だが、消費性向の階層差によって実質的には低消費（低所得）世帯への純受益をもたらす。これは、政治的にニュートラルな形式の中に、実質的再分配機能を埋め込む設計である。

これらの独自性は、CCCを「既存制度の置換」ではなく「既存制度の補完装置」として位置づけることを可能にする。消費課税が存続する限り、その逆進性を構造的に緩和するCCCの役割は維持される。

第5節 シミュレーション

5.1 シミュレーションの前提条件

本節では、CCCの効果を世帯類型別に定量的に検証する。シミュレーションの基本前提は次の通りである。

拠出基盤

日本の家計最終消費支出（年間約351兆円、内閣府国民経済計算 2025年GDP速報値、2026年2月公表）のうち、消費税課税対象は概ね75%（約263兆円）と仮定する。残りの25%は、家賃（約4%）、持家の帰属家賃（約6%）、保険診療の医療費（約4〜5%）、学校教育費（約2%）、社会保険料・税金等の消費税非課税項目で構成される。これらの控除後の263兆円を、CCCの拠出基盤（数式における B）として用いる。

配当対象人口

公的医療保険加入者および医療扶助受給者を約1億2,300万人と想定する。これは総務省統計局の人口推計（2026年4月概算値）に基づく日本の総人口にほぼ等しい。在留外国人のうち健康保険加入者は対象に含まれ、日本人の国外長期居住者は対象外となる。これらの増減は概ね相殺されると見込まれ、配当対象人数への影響は限定的と考えられる。

1人あたり月額配当の算定式

1人あたり月額配当は次式で算定される。

1人あたり月額配当 = 拠出基盤 × 拠出率 ÷ 配当対象人口 ÷ 12ヶ月

具体的な数値は次の通りである。

- 拠出率2.5%：263兆円 × 0.025 ÷ 1.23億人 ÷ 12 ≈ 4,450円
- 拠出率5%：263兆円 × 0.05 ÷ 1.23億人 ÷ 12 ≈ 8,900円
- 拠出率10%：263兆円 × 0.10 ÷ 1.23億人 ÷ 12 ≈ 17,800円

- 拠出率15%：263兆円 × 0.15 ÷ 1.23億人 ÷ 12 ≈ 26,700円

世帯類型別の総消費額および非課税項目の前提

世帯類型は、家計調査2024年版（総務省統計局「家計調査報告（家計収支編）2024年（令和6年）平均結果の概要」）を中心に、消費額の少ない順に7類型を設定した。各類型の月次総消費額、住居関連控除額、医療費、世帯人員数は表5-1の通りである。

表5-1：世帯類型別の前提

世帯類型	月次総消費額	住居関連控除額	医療費	世帯人員
単身低所得	120,000円	50,000円	—	1人
単身年金高齢者	149,286円	13,000円	12,000円	1人
母子家庭2子	220,000円	65,000円	10,000円	3人
65歳以上夫婦のみ無職	256,521円	16,000円	18,000円	2人
夫婦二人（現役）	290,000円	80,000円	—	2人
4人家族中流	380,000円	90,000円	15,000円	4人
単身高所得	500,000円	100,000円	—	1人

各世帯の課税対象消費額は次式で算定される。

$$\text{課税対象消費額} = \text{月次総消費額} - \text{住居関連控除額} - \text{医療費}$$

備考：高齢者世帯（単身年金高齢者・65歳以上夫婦無職）の家賃・医療費は家計調査2024の実数値に基づく。子供のいる世帯（母子家庭・4人家族）は子供分の医療費を加味した（子供医療費助成制度を考慮）。現役のみの世帯（単身低所得・夫婦二人現役・単身高所得）の医療費は、簡略化のため計算に含めていない。これらは概算値であり、より精密なシミュレーションでは家計調査の年間収入五分位階級別データによる詳細な検証が望ましい。

5.2 世帯類型別シミュレーション（拠出率2.5%、5%、10%、15%）

各世帯の拠出額・配当額・差・純影響率を、4つの拠出率について算定した。算定式は次の通りである。

- 拠出額 = 課税対象消費額 × 拠出率
- 配当額 = 1人あたり月額配当 × 世帯人員
- 差 = 配当額 − 拠出額
- 純影響率（%） = 差 ÷ 月次総消費額 × 100

純影響率は、家計の総消費額に対する純粋な影響度を示す指標である。プラスは純受益（受け取る額が払う額を上回る）、マイナスは純拠出（払う額が受け取る額を上回る）を意味する。

表5-2：拠出率2.5%（1人あたり月額配当 約4,450円）

世帯類型	拠出額	配当額	差	純影響率
単身低所得	1,750	4,450	2,700	2.25%
単身年金高齢者	3,107	4,450	1,343	0.90%
母子家庭2子	3,625	13,350	9,725	4.42%
65歳以上夫婦のみ無職	5,563	8,900	3,337	1.30%
夫婦二人（現役）	5,250	8,900	3,650	1.26%
4人家族中流	6,875	17,800	10,925	2.88%
単身高所得	10,000	4,450	-5,550	-1.11%

表5-3：拠出率5%（1人あたり月額配当 約8,900円）

世帯類型	拠出額	配当額	差	純影響率
単身低所得	3,500	8,900	5,400	4.50%
単身年金高齢者	6,214	8,900	2,686	1.80%
母子家庭2子	7,250	26,700	19,450	8.84%
65歳以上夫婦のみ無職	11,126	17,800	6,674	2.60%
夫婦二人（現役）	10,500	17,800	7,300	2.52%
4人家族中流	13,750	35,600	21,850	5.75%
単身高所得	20,000	8,900	-11,100	-2.22%

表5-4：拠出率10%（1人あたり月額配当 約17,800円）

世帯類型	拠出額	配当額	差	純影響率
単身低所得	7,000	17,800	10,800	9.00%
単身年金高齢者	12,429	17,800	5,371	3.60%
母子家庭2子	14,500	53,400	38,900	17.68%
65歳以上夫婦のみ無職	22,252	35,600	13,348	5.20%
夫婦二人（現役）	21,000	35,600	14,600	5.03%
4人家族中流	27,500	71,200	43,700	11.50%
単身高所得	40,000	17,800	-22,200	-4.44%

表5-5：拠出率15%（1人あたり月額配当 約26,700円）

世帯類型	拠出額	配当額	差	純影響率
単身低所得	10,500	26,700	16,200	13.50%
単身年金高齢者	18,643	26,700	8,057	5.40%
母子家庭2子	21,750	80,100	58,350	26.52%
65歳以上夫婦のみ無職	33,378	53,400	20,022	7.81%
夫婦二人（現役）	31,500	53,400	21,900	7.55%
4人家族中流	41,250	106,800	65,550	17.25%
単身高所得	60,000	26,700	-33,300	-6.66%

シミュレーション結果から、次のような傾向が読み取れる。

第一に、いずれの拠出率でも、消費の少ない世帯（単身低所得、単身年金高齢者）と家族の多い世帯（母子家庭2子、4人家族中流）は純受益となる。これは「消費が少ない世帯ほど純受益が大きい」というCCCの基本性質と、「世帯人員が多い世帯は配当総額が世帯人員分だけ大きくなる」という構造的特性の組み合わせによる。

第二に、消費の多い世帯（単身高所得）のみが純拠出となる。拠出率2.5%で月5,550円、拠出率15%で月33,300円の純拠出となる。

第三に、拠出率の上昇に伴って、純受益・純拠出の絶対額が比例的に拡大する。一方、純拠出と純受益を分ける閾値そのものは拠出率に依存せず、本シミュレーショ

ンの世帯類型では、いずれの拠出率水準でも単身高所得世帯のみが純拠出となる。これは第2.1節で論じた構造的性質の、シミュレーション結果における確認である。CCCの再分配の「強度」は拠出率で調整可能だが、再分配の「対象範囲」はパラメータ選択の影響を受けない。

第四に、世帯人員の効果が顕著である。母子家庭2子（3人世帯）と4人家族中流（4人世帯）は、家賃や医療費を差し引いた課税対象消費額が世帯人員あたりでは決して大きくないため、配当額が世帯人員に比例して大きくなる効果が前面に出る。

5.3 ジニ係数および相対的貧困率への影響

CCCの再分配効果を、より集約的な指標で評価するため、ジニ係数および相対的貧困率への影響を試算する。ただし、本論文では完全な所得分布シミュレーションではなく、上記7類型の代表値に基づく簡易な定性評価にとどめる。より精密な評価には、家計調査の年間収入五分位階級別データを用いた人口分布全体での試算が必要であり、これは今後の研究課題とする。

CCCは、(1) 低消費世帯への純受益、(2) 高消費世帯からの純拠出、という構造を持つ。これは所得分布の上下を圧縮する方向に作用する。仮に拠出率を10%とすれば、低消費世帯（月総消費12〜15万円）への純受益は月5,000〜10,000円規模となり、年間で6万〜12万円の手取り増に相当する。これは、相対的貧困線（中位所得の半分）の周辺に位置する世帯にとって、貧困線越えの効果をもたらしうる規模である。

ジニ係数は、所得分布の不平等度を0〜1の指標で表すものである。日本の可処分所得ジニ係数は近年0.34〜0.38の範囲にあると報告されている（厚生労働省「所得再分配調査」など）。CCCの拠出率2.5%は概ね0.001〜0.003ポイント程度のジニ係数引き下げ効果が期待されうるが、この数値は前提条件と算定方法に強く依存するため、参考値として位置づける。拠出率10%程度になれば、ジニ係数にも一定の低下方向の影響が生じる可能性がある。ただし、その規模を確定的に評価するには、人口分布全体を用いた所得階層別シミュレーションが必要である。

相対的貧困率（中位所得の50%未満の人口割合）への影響も、拠出率に応じて段階的に拡大する。拠出率10%以上では、相対的貧困層の家計に対して月1〜2万円規模の手取り増が生じうるため、貧困線越えの世帯が一定数生じ、相対的貧困率の引き下げに寄与する可能性がある。

これらの試算は、本論文の代表値に基づく簡易な評価であり、より精密な評価には家計調査の詳細データを用いた人口分布全体での再計算が必要である。

5.4 給付付き税額控除との定量比較

給付付き税額控除の具体的設計は政策議論の進展により変動するが、報道等で言及される「年間6万円程度の手取り増を低所得層に届ける」水準を仮に基準とすれば、CCCの拠出率2.8%が概ね近い水準となる。ただし、両者は対象範囲・財源構造・執行方式が大きく異なる。

給付付き税額控除は、所得審査を経た低所得層を対象として、国家財源から年間6万円相当を給付する。受給者数を1,000万人と仮定すれば、年間財政支出は0.6兆円規模となる。CCCの拠出率2.8%では、拠出基盤263兆円に拠出率を乗じた約7.3兆円が、比較上の年間配当総額（=263兆円×0.028）となり、これを1.23億人の全市民に配ることになるが、一般会計の裁量的歳出とは区分され、CCCプール内で収支対応する。

家計レベルで見れば、低消費世帯への効果は両者で概ね近似するが、CCCは中所得世帯にも純受益が生じる（4人家族中流の月10,925円など）一方、給付付き税額控除は中所得世帯への効果がない。この差異は、対象範囲の違いから生じる。

5.5 社会保険料還付付き住民税控除との定量比較

社会保険料還付付き住民税控除の想定する手取り増（年間約6万円）は、CCCの拠出率2.8%程度の水準に相当する。両者は数値的に近接するが、対象範囲と効果の分布は大きく異なる。

社会保険料還付付き住民税控除は、住民税納付者と社会保険料納付実績のある住民税非課税層を対象とするため、年金生活の高齢者や長期無職者への効果が限定的である。これに対しCCCは、単身年金高齢者や65歳以上夫婦のみ無職世帯にも純受益が及ぶ。

家族構成の効果も両者で異なる。社会保険料還付付き住民税控除は、住民税納付者および社会保険料納付実績のある層を対象とするため、世帯内の対象者は原則として就労中の家族構成員に限られ、子供や長期無職者は対象に含まれない。これに対しCCCは公的医療保険加入者全員を対象とするため、子供や非就労の家族構成員も配当対象に含まれ、世帯人員に比例して配当額が増える。このため、子のいる世帯（母子家庭2子、4人家族中流）への効果は、CCCの方が大きくなる傾向がある。

5.6 消費税増税＋一律給付方式との定量比較

消費税増税+一律給付方式の典型的設計(消費税10%→20%、増収分の全国民給付)は、その徴収条件及び給付条件がCCCの循環拠出条件および配当条件とそれぞれ同一であれば、CCCの拠出率10%と数値的にも同一になりうる。

ただし、両者は異なる構造から生じる結果であり、前者は「国家が消費税で集め、国家が給付する」のに対し、後者は「市民が拠出し、市民が配当を受ける」という違いがある。それぞれの純影響額が同等であっても、資金の流れる経路、所有権の所在、政治的可逆性、制度の意味論は異なる(第4.4節参照)。両者の純粋な数値的同一性は、この構造的差異により異なる長期的挙動を生む可能性がある。

5.7 シミュレーションの限界と感度分析

本節のシミュレーションには、いくつかの限界がある。

第一に、拠出基盤の計算は概算値である。

家計最終消費支出351兆円、消費税課税対象比率75%という前提値は、内閣府国民経済計算と消費税法上の非課税項目の構成比から算定された概算であり、より精密な計算では(1)国民経済計算の消費分類別データから消費税課税対象を直接抽出する、(2)消費税課税対象に含まれる旅行・通信費等の比率を年度ごとに更新する、といった調整が必要である。拠出基盤の前提値が変動すれば、配当額も比例的に変動する。

第二に、世帯類型別の前提値は代表値に基づく概算である。

家計調査の世帯人員別、年間収入五分位階級別データを用いた人口分布全体での試算が、より精密な評価をもたらす。本論文の代表値に基づく試算は、傾向を示すための簡易な評価として位置づけられる。

第三に、CCCの導入が消費行動に与える影響は考慮していない。

CCCの拠出率は実効消費税率を引き上げる方向に作用するため、消費抑制効果が生じうる。一方、配当の支給により、低消費世帯の可処分所得が増加し、消費を喚起する効果も生じうる。両者の純効果は、所得階層と限界消費性向の分布に依存する。本論文では、これらの行動効果を一次近似的にゼロと置いているが、より精密な評価には行動経済学的な分析が必要である。

第四に、拠出基盤の感度分析。

消費税課税対象比率を70%（拠出基盤245.7兆円）と置くと、1人あたり月額配当は拠出率2.5%で約4,160円となる。逆に80%（拠出基盤280.8兆円）と置くと、約4,750円となる。すなわち、課税対象比率の前提が±5ポイント変動すると、配当額は±7%程度変動する。この感度は、CCCの政策設計上、許容範囲内と考えられる。

第五に、人口減少と消費構造の変化。

長期的には、日本の人口減少と高齢化の進行により、配当対象人口と消費構造が変動する。たとえば、人口が10%減少し、消費税課税対象が15%縮小した場合、拠出基盤は約15%減少する一方で人口も10%減少するため、1人あたり配当は約5.6%減少する。長期運用にあたっては、これらの構造変化を見据えた設計が望ましい。

これらの限界はあるものの、本節のシミュレーションは、CCCが世帯類型別に概ねどのような効果をもたらすかの傾向を示している。より精密な評価は、今後の研究課題として残される。

第6節 制度設計の詳細

本節では、CCCを実装する際の運用細則を論じる。これらは、CCCを単なる概念ではなく、運用可能な精密設計を伴う制度として位置づけるための具体的な仕組みである。なお、本節の制度設計は、論文での提案として現時点の素案であり、実装にあたっては関係省庁・専門家との詳細な検討が必要となる。

6.1 自動停止・自動再開請願機構

CCCのパラメータ変更（拠出率の引き上げ、用途の拡張など）には、市民循環拠出基本法の改正を要する。一方、市民の側からCCCの一時停止または再開を求める意思表示の経路として、自動停止・自動再開請願機構を設ける。

この仕組みは、各市民のウォレットに「停止請願」または「再開請願」のボタンを設置し、過半数の署名が集まった時点で、所定の手続を経てCCCの状態が自動的に遷移する設計である。

請願票は、デジタル署名による匿名性を確保しつつ、二重投票を防止するためマイナンバー連動の本人確認を経て計上される。投票者の選択（停止・再開）と日時のみが記録され、個人特定可能な情報は記録されない（ゼロ知識証明の活用が望ましい）。

6.2 過半数到達後の状態遷移

停止請願が過半数に達した場合の状態遷移は、次のように設計する。

- **過半数到達**：システムが自動的に検知し、1時間後にシステムチェックを開始する。
- **システムチェック**：過半数の集計の整合性、二重投票の不存在、技術的瑕疵の不存在を確認する。
- **最終配当処理**：システムチェック完了後、CCCプールに残存する拠出金について、最終配当を実行する。これにより、停止時点までに集めた拠出金は全額市民に還元される。
- **10日後保留状態**：最終配当後10日を経過した時点で、CCCは「保留状態」に移行する。保留状態では、新たな拠出は徴収されず、配当も発行されない。

再開請願が過半数に達した場合は、逆方向の状態遷移により、CCCの通常運用が再開される。

6.3 国会による3ヶ月以内の審議

過半数到達による自動停止が発動された場合、政府および国会は3ヶ月以内に当該事案について審議を行うことが基本法上規定される。この審議では、(1) 停止の原因と背景、(2) パラメータの修正案、(3) 完全停止または修正再開のいずれを選択するか、を決定する。

3ヶ月以内に審議が完了しない場合、または明確な決定が得られない場合、CCCは保留状態のまま維持される。これにより、市民意思と議会決定の双方が制度に反映される構造となる。

6.4 1年経過後の終末処理

保留状態が1年継続した場合、CCCプールの残余資金（最終配当後の少額残余）は社会福祉用途に移転される。この用途指定は基本法に明記される。これにより、保留状態の長期化に伴う資金の死蔵を防止する。

この終末処理は、CCCが完全停止に移行する場合の制度的清算手続として機能する。再開請願が成功すれば、終末処理前に通常運用が復旧する。

6.5 保護者・後見人ウォレット制度

未成年者および被後見人に対する配当は、「保護者・後見人ウォレット」を経由して本人の生活・教育・日常消費に用いる資金として「未成年者・被後見人ウォレット」に支給される。「保護者・後見人ウォレット」は「未成年者・被後見人ウォレット」の利用を制限する等の管理権限を持つ。この設計の要点は次の通りである。

- **タブ表示**：保護者ウォレットには、子の配当残高が独立したタブとして表示される。これにより、保護者は子の資金を自身の資金と混同することなく管理できる。
- **支払い権限の限定**：保護者は、子の配当残高をCCCの拠出（=子自身の消費）に充当することのみが可能であり、自身の消費に流用することはできない。すなわち、保護者ウォレットは「子の名義の資金を、子のために使う」という用途に厳格に限定される。ただし、食費、光熱費、住居費等、家計内で本人分を厳密に区分することが困難な支出については、本人の利益に資する範囲で、合理的な按分または包括的な生活費充当を認める。
- **成人時の自動移行**：子が成年（または法的に独立した状態）に達した時点で、保護者ウォレットの当該タブは独立したウォレットに自動移行する。

被後見人についても同様の設計とし、後見人の権限は被後見人本人の生活・医療・介護・日常消費に資する支出への充当に限定される。未成年者の場合よりも本人保護の必要性が高いため、支出の記録・説明責任をより厳格に求める。

6.6 ダブルバッファ運用とバックアップ

CCCの拠出と配当は、デジタルインフラ上で日次〜月次に処理される。安定運用のため、次のバックアップ機構を設ける。

- **ダブルバッファ運用**：拠出金は、第一バッファに即時計上され、月次の配当処理前に第二バッファに移される。第一バッファと第二バッファは独立したシステムで管理される。
- **データの分散保管**：拠出と配当の記録は、複数の地理的拠点に分散保管される。これにより、単一拠点の障害が制度全体の停止を引き起こす可能性を低減する。
- **整合性監査**：第一・第二バッファ間および分散保管拠点間の記録整合性は、定期的に監査される。不整合が検出された場合、配当処理は一時停止され、原因究明と修正が行われる。

6.7 請願票の時間減衰、状態遷移、匿名性

自動停止・自動再開請願機構における請願票の運用には、次の細則を設ける。

- **時間減衰**：請願票は無期限に有効ではなく、一定期間（例：5年）経過した票は自動的に失効する。これにより、過去の意思表示が現在の決定を不当に拘束することを避ける。
- **状態遷移時のカウンタ処理**：CCCの状態が「通常運用→保留→停止→再開」と遷移する際、請願票のカウンタは状態に応じてリセットされる。たとえば、通常運用中の停止請願票は、保留状態に移行した時点でカウンタがリセットされ、再開請願票のカウンタが新たに開始される。
- **匿名性**：請願票は、ゼロ知識証明等の暗号技術を用いて、投票者の個人特定可能情報を記録せずに集計される。これにより、政治的圧力や報復のリスクから市民を保護する。

これらの運用細則は、CCCの運用が透明かつ安定的に行われるための制度的基盤を提供する。

第7節 災害時の手動運用：M-CCC

7.1 デジタルインフラ機能不全地域における制度移行

CCCは、CDAT等のリアルタイム決済インフラに依存した制度として設計されている。しかし、大規模災害（地震、津波、サイバー攻撃等）によってデジタルインフラが機能不全となった地域では、当該地域内での通常運用は維持できない。本節では、こうした機能不全地域における手動運用形態としての「Manual Citizen Circulation Contribution (M-CCC)」を提案する。

M-CCCは、CCCの一時的縮小ではなく、第3節で論じた二層構造のうち第二層（市民間水平的相互扶助循環）が単独で機能する状態として位置づけられる。第一層（消費課税の逆進性緩和）の前提（消費課税の存在）は、機能不全地域における消費税徴収の一時停止により失われるが、第二層の構造「等率拠出と等額配当」は、アナログな手段によって「任意拠出＋等額配当」として維持される。

M-CCCの発動は、デジタルインフラの機能不全判定と、機能不全地域の指定を伴う。判定と指定の手続的根拠、判定主体、指定範囲の決定基準等の詳細は、立法段階での専門的検討に委ねる。

機能不全地域内における消費税徴収の一時停止は、レジ・通信網・国庫送金機構が機能しない状態で消費税相当額を現金で預かると、売上金と国庫送金予定額の混在、記録不備、復旧時精算の混乱が生じるという実務的理由に基づく。M-CCCは「市民間の任意的相互扶助」として機能する。

7.2 第一層機能停止と第二層単独運用の論理的整合性

CCCの平時運用では、第一層（逆進性緩和機能）と第二層（相互扶助循環）が重なって機能する。機能不全地域においてこの重なりが解け、第二層のみが単独で機能する状態が、M-CCCである。

この移行が論理的に整合するためには、第二層が第一層から論理的に独立していなければならない。第3節で論じたように、「等率拠出と等額配当」という構造そのものは、消費課税の存在を必須条件としない。何を基準に拠出するかは設計の問題であり、消費税課税対象でも、機能不全地域内における任意拠出でも、第二層の構造は機能する。

したがってM-CCCは、CCCの「劣化版」ではなく、「第二層の純粋な発露」である。災害時こそ市民間の相互扶助は最も必要とされるため、第二層が前面化することは制度設計上合理的な帰結である。

7.3 郵便局をノードとするアナログ運用

M-CCCの運用ノードとして、本論文は郵便局を提案する。日本の郵便局は約24,000局あり、ほぼすべての市町村に存在し、過疎地・離島にも展開されている。災害時の最後のインフラとして機能してきた歴史的実績があり、東日本大震災時にも通信途絶下で現金引き出し対応を行った前例がある。

郵便局を選ぶ理由は次の四点である。第一に、全国カバー率が高く、機能不全地域内でもアクセス可能な拠点が確保されやすい。第二に、紙ベースの情報伝達手段（郵便輸送）を持ち、デジタルインフラなしでも広域での情報集約が可能である。第三に、郵便法、日本郵便株式会社法その他の郵政関連法制に基づく中立的機関として、国家・地方政府からの一定の独立性を持ちつつ、信頼性のある身元確認と現金管理が可能である。第四に、市民の信頼度が他のインフラと比べて高い水準にある。

民間銀行や役所をノードとする案と比較して、機能不全地域でのレジリエンス・カバー率・市民の信頼度のいずれの面でも、郵便局が現実的な選択肢として浮上する。

7.4 「市民循環拠出箱」と任意拠出

M-CCCの徴収機構は、機能不全地域内の店舗ごとに設置される「市民循環拠出箱」である。買い手が代金を売り手に支払う際、その代金の概ね2.5%相当の金銭を循環拠出金として拠出箱に入れる。

機能不全状態であるため、拠出は義務とせず、任意とする。多めに入れることも、少なめに入れることも、入れないことも、市民の判断に委ねられる。これは、平時の制度的拘束(強制的な等率徴収)が、機能不全時には自発的な相互扶助に移行する、という思想的構造を反映している。

この設計には、二つの含意がある。第一に、強制から任意への移行は、市民社会の根源的な相互扶助行動への信頼を表現する。第二に、機能不全地域内における運用負担を最小化することで、被災地の事業者と市民の双方への負担を緩和する。

売り手は、できるだけ短い期間ごと（例えば週一回）に、最寄りの郵便局に拠出箱の中身を届ける。郵便局は集計と保管を担い、配当の準備に入る。

7.5 地域完結型の集計と配当

各郵便局は、機能不全地域内で連帯しながら、概ね1ヶ月の期間に集まった循環拠出金を集計する。集計は、当該地域の人口を分母として、1人あたりの循環配当額を算出する。

配当は、郵便局の窓口で市民からの申し出があった場合に、身元をできるだけ確認した上で現金で供出される。循環配当金は寄付金ではなく、所得、資産、年齢、就労状況にかかわらず、子どもから高齢者まで同額が供出される。これは、CCCの第二層の構造（等額分配）の維持を意味する。

地域完結型の運用とすることで、全国的なデータ通信が困難な機能不全状態でも、地域単位で循環が機能する。機能不全地域と機能維持地域の両方で、それぞれの地域の拠出と配当のバランスが保たれる。これは結果として、機能不全地域内での所得格差を一定程度緩和する方向に作用しうる。

機能不全地域内における地域間格差（裕福な地域では拠出金が多く配当も多い、被災により消費活動が停滞した地域では拠出金が少なく配当も少ない）は発生する。これは平時の全国一律配当とは対照的な特徴であり、機能不全地域における運用上の制約として認識される。完全な平時の運用と同等の均一性を求めるべきではないというのが、本論文の立場である。

身元確認については、機能不全状態では住民票・健康保険証・運転免許証等の公的身分証が紛失・損壊している可能性が高いため、「身元をできるだけ確認した上で」という柔軟な規定とする。運用の厳格性は地域の状況に応じて柔軟に調整され、必要に応じて事後確認・事後調整を前提に迅速性を優先する方が公益に適うという判断もありうる。

7.6 復旧時の精算と通常運用への移行

機能不全地域内のデジタルインフラが復旧した時点で、当該地域のCCCはM-CCCから通常運用へ段階的に移行する。

M-CCC期間中に機能不全地域内で蓄積された拠出金は、復旧時点で地域内の市民に均等配当として最終配当される。これにより、機能不全地域内のM-CCC循環は当該地域内で完結する。その後、当該地域は通常運用のCCCに復帰し、復帰月以降は機能維持地域と同様の月次配当に組み込まれる。

紙ベースで保管されていたM-CCC期間中の拠出・配当の記録は、郵便局と国の協力により段階的に電子化される。電子化の目的は記録の保存と監査であり、機能不全地域内のM-CCC循環を通常運用のCCCプールと統合するものではない。これは、CCCが本来月次完結の循環として設計されており、過去の地域別記録を遡及的に統合する操作はCCCの設計思想と整合しないためである。

復旧後の被災地においては、消費活動の回復には一定の期間を要する。この期間中、被災地世帯の課税対象消費額は平時より縮小するため、拠出額も縮小する。一方、配当額は全市民に等額で支給されるため、被災地世帯においても概ね平時と同水準が維持される。被災地での消費活動低下による配当原資への影響は、被災地が全国消費に占める比率に依存するが、通常は限定的にとどまる。結果として、被災地市民の純影響（配当額–拠出額）は、平時と比較してプラス側に大きく動く。この効果は、消費活動が完全に回復するまで継続的に発生する。

これは、CCCの「等率徴収・等額分配」の構造から自動的に生じる帰結であり、特別な災害対策措置を要しない。CCCは平時の通常運用がそのまま被災地への救済効果を生む、自動安定化装置として機能する。

ただし、CCCのこの自動安定化効果は、災害復旧における主要な救済措置ではなく、補完的役割にとどまる。被災地への大規模な復興支援(避難所運営、仮設住宅、インフラ復旧、復興予算等)は、CCCの効果を遥かに超える規模で必要となるが、これらはCCCの射程外であり、国税を財源とする政府の別途の政策として整備され

る。災害の種類（地震、津波、サイバー攻撃、長期停電等）により必要な支援内容は異なり、災害固有の対応は政府の責任で行われる。

CCCの役割は、災害種類に依存しない普遍的な自動安定化装置として、市民レベルの可処分所得を一定程度下支えすることに限定される。これは、CCCの設計思想(市民間水平的相互扶助の循環)と整合する。被災地と機能維持地域との間に生じた格差は、CCC内部での特別な精算措置ではなく、CCCの通常運用が自動的に縮小させ、政府の災害対策が補完する、という二層構造で対応される。

7.7 災害多発国における社会保障設計としての意義

日本は、東日本大震災（2011年）、能登半島地震（2024年）、南海トラフ地震の中長期予測など、災害リスクが恒常的に存在する国である。CCC/M-CCCの二層構造は、災害多発国における社会保障設計の一つの選択肢を提示する。

CCCの平時運用がデジタルインフラに依存する一方、M-CCCがアナログ的な紙・現金・郵便局による運用を可能とすることは、(1) インフラ機能停止下でも基本機能を維持する制度的冗長性、(2) 災害復旧期における市民の経済的支えの即時提供、(3) 平時から有事への切り替えの簡明さ、を実現する。

特に、平時のCCCがデジタル基盤上の効率的運用であり、M-CCCが紙ベースの素朴な運用であるという二重性は、CCCの本質的なシンプルさを示している。複雑な現代税制の多くは、紙ベースに戻すと運用不可能であるが、CCCは紙と現金と郵便局で動かせる構造を維持している。

ただし、M-CCCには次のような実務的課題が存在することも明記する必要がある。第一に、地域単位の集計と配当は、平時の全国一律配当からの逸脱を伴う。第二に、郵便局単独運用は職員負担が大きく、地域の公務員・ボランティアとの連携を要する場合がある。第三に、現金供給の制約があり、地域内の現金量が拠出と配当を支えるのに十分でない場合がある。これらの実務的課題への対応は、災害対策計画の中で別途検討される必要がある。

第8節 実装に向けた課題

本節では、CCCの実装に向けた主要な課題を、課題提起のレベルで整理する。これらの課題は、いずれも別途の専門的検討（憲法学・行政法・社会保障法・情報法等の各専門領域）を要する論点であり、本論文の射程外と位置づける。

8.1 市民循環拠出基本法の制定の必要性

CCCの実装には、市民循環拠出基本法（仮称）の制定が前提となる。この基本法では、(1) CCCプールの設置と管理機関の定め、(2) 拠出対象と配当対象の明確化、(3) 拠出率と配当方法の基本的枠組み、(4) 用途固定規定（配当のみへの限定）、(5) パラメータ変更の手続要件、(6) 自動停止・自動再開請願機構の運用、(7) M-CCC移行の発動条件、を含めることが想定される。

基本法の立法は、租税法律主義（憲法84条）との関係、独立した会計区分の設置に関する財政法上の整理、社会保障法体系との整合性確認等を要する。これらは立法過程での詳細な検討を要する論点である。

8.2 後継議会非拘束原則と特別多数要件の関係

CCCの安定性を確保するため、基本法の改正手続をどう設計するかが論点となる。本論文では次の階層化された設計を基本線として提示する。

拠出率等のパラメータ変更は、両院の通常多数決（過半数）による改正で施行する。これは通常の法律改正と同じ手続であり、議会の柔軟な政策調整を可能にする。

一方、会計区分の根幹に関わる条項（CCCプールの設置、用途固定、配当対象、配当方法、自動停止・自動再開請願機構の規定等）については、議会の通常多数決による改正決議の後、施行までに1年の市民熟議期間を設け、市民の積極的承認を施行の要件とする。

具体的には、根幹条項の改正決議が成立した日から1年間、各市民のウォレットに通常時には表示されない投票画面が現れる。この画面には改訂後の条項本文と、賛成・反対の投票ボタンが表示される。1年経過時点で、配当対象人口の過半数の賛成票が集まった場合に限り、当該改正は施行される。賛成票が過半数に達しない場合、改正案は差し戻され、議会が修正版を再可決した場合は改めて1年の市民熟議期間を要する。

この設計には三つの構造的特徴がある。第一に、市民の沈黙は施行拒否を意味する。用途固定の根幹に関わる変更については、市民の積極的承認なくして施行されないという原則が制度化される。これはCCCを「市民間の循環」として位置づける設計思想と整合する。第二に、ウォレット画面の時限的変化は、市民への周知方法として強い注意喚起効果を持つ。通常時のUIには現れない投票画面が出現することで、市民は特別な決定が問われていることを直感的に認識する。第三に、配当対象

人口の過半数(約6,150万人)という賛成票閾値の高さは、用途固定の根幹を変更するために必要な積極的市民支持の水準として、設計上意図された特徴である。閾値の高さは欠陥ではなく、CCCの安定性を構造的に保証する装置である。

この設計のうち、憲法レベルで問題となりうる箇所は、次の一点に集約される。

すなわち、国会が成立させた法律の施行を、市民投票での積極的承認に条件付ける設計が、憲法41条が定める「国会は唯一の立法機関である」との規定および憲法96条が定める憲法改正手続の特別性との関係で、どこまで許容されるかという論点である。

肯定的に解する場合の論拠としては、(1) 本設計における市民投票は法律の存否を決める権限ではなく、施行の発効要件を構成する手続的要素として位置づけられること、(2) 法律自身に「市民の過半数の積極的承認をもって施行する」と書き込む構造は、国会が自らの立法において施行条件を定める行為であり、立法権の自己制限の範囲内であること、(3) 最高裁判所裁判官の国民審査制度や地方自治法上の住民投票制度が、憲法体系の中で既に市民の事後的関与を認めていることが挙げられる。

否定的に解する場合の論拠としては、(1) 本設計が法律の改正そのものを対象にしている点で、最高裁判所裁判官の国民審査(任命の信任)や住民投票(自治体レベル)とは性格が異なること、(2) 憲法でない法律について憲法改正に類する手続を要求することは、憲法96条が定める特別性を相対化する性格を持つこと、(3) 後継議会非拘束原則の純粋な立場からは、現議会が将来の議会の改正手続を拘束する設計に問題があること、が挙げられる。

これらの論点はいずれも憲法学・立法学の専門的検討を要する。本論文では、第三の設計を基本線として提示するに留め、合憲性の最終判断は専門家による検討に委ねる。なお、対象条項の範囲、再提出までの待機期間、緊急修正の例外規定、災害時(M-CCC運用中)の取扱い等の詳細設計についても、立法段階での専門的検討を要する。

8.3 自動停止機構と間接民主主義原理の関係

CCCの自動停止・自動再開請願機構は、第6.1節および第6.2節で論じたとおり、各市民が自身のウォレットから停止請願または再開請願のボタンを押すことができ、票数が配当対象人口の過半数に到達した時点でCCCの運用状態が自動的に変化する設計である。これは、市民の直接的意思によって制度の運用状態を変化させる仕組みであり、日本国憲法が前提とする間接民主主義(代表民主主義)原理との関係で、慎重な検討を要する論点を含む。

論点の核心は、議会の意思決定とは独立に、市民の直接的な意思集約のみで制度の運用状態が変化する設計が、憲法41条が定める「国会は唯一の立法機関」との規定および間接民主主義原理との関係で、どこまで許容されるかという点にある。

肯定的に解する場合の論拠としては、(1) 自動停止・自動再開請願機構は立法行為そのものを直接民主主義的に行う仕組みではなく、既に立法された制度の運用状態を市民の意思で切り替える仕組みであること、(2) 過半数到達による自動遷移と並行して国会による3ヶ月以内の審議機会が保障されており(第6.3節)、市民の直接的意思と代表民主主義の調整機能が制度に組み込まれていること、(3) 地方自治法上の住民投票制度や、最高裁判所裁判官の国民審査制度(憲法79条)が、憲法体系の中で既に市民の直接的関与を認める前例として存在すること、が挙げられる。

否定的に解する場合の論拠としては、(1) 自動停止機構は法律の運用状態を市民意思のみで変更する設計であり、地方自治法上の住民投票(自治体レベルの諮問的性格)や最高裁判所裁判官の国民審査(任命行為の信任)とは異なる性格を持つこと、(2) 国会による審議が並行して行われるとはいえ、市民意思による状態遷移は審議結果を待たずに発動されるため、立法府の決定権に対する実質的な拘束として機能しうること、(3) 過半数の閾値(配当対象人口の過半数)を満たした請願の効果が、国会の意思決定を実質的に上回る性格を持つことが、間接民主主義原理との関係で論点となること、が挙げられる。

これらの論点は憲法学・行政法学の専門的検討を要する。なお、第8.2節で論じた用途固定条項の改正における市民投票が「法律の施行を市民の積極的承認に条件付ける」装置であるのに対し、本節の自動停止・自動再開請願機構は「制度の運用状態を市民意思で切り替える」装置である。両者は市民の直接的関与という点で共通の論点を持つが、対象とする行為の性格が異なるため、合憲性の検討も別個に行われる必要がある。

本論文では、自動停止・自動再開請願機構を、CCCを「市民間の循環」として位置づける設計思想の中核的装置として位置づけ、合憲性の最終判断は専門家による検討に委ねる。請願票の集計タイミング、判定境界での動揺の防止、国会審議結果との関係調整等の詳細設計も、立法段階での専門的検討を要する。

8.4 配当の所得課税問題（非課税扱いの法的整理）

CCCの配当は、所得税法・住民税法上、所得として課税対象となるかが論点となる。配当が所得課税の対象となれば、二つの観点から問題が生じる。

第一に、配当の実質額の減少である。所得税は累進課税であるため、課税額の絶対額は高所得者ほど大きくなり、この点だけを取れば逆進性緩和を強める方向にも作用しうる。一方で、低所得者であっても課税により実質配当額が減少すること、また課税・徴収の事務コストが二重に発生することは、CCCの普遍主義的設計と整合しない側面を持つ。

第二に、より本質的な問題として、循環構造からの資金流出がある。CCCは第2.4節および第3.2節で論じたとおり、CCCプールという用途固定された会計区分として市民間の水平的循環を制度化する設計である。配当が所得課税の対象となれば、課税分は国家の一般財源へと流出し、CCCプールには還流しない。すなわち、所得課税は単なる再分配の量的調整ではなく、CCCの循環構造そのものに不連続な漏出経路を開く性質を持つ。CCCを「市民間の循環」として位置づける設計思想と、配当への所得課税は構造的に整合しない。

このため、CCCの配当を所得課税上、非課税として扱う法的整理が、設計思想との整合性および循環構造の保全の双方の観点から必要と考えられる。具体的には、(1) CCC配当を所得税法上の非課税所得として明記する、(2) 住民税法上も同様の扱いとする、(3) 社会保障給付の所得認定上もこれを除外する、といった整理が想定される。これらの整理は、税法・社会保障法の専門的検討を要する。

8.5 健康保険・住民基本台帳・親権法との連動規定

CCCの配当対象（公的医療保険加入者および医療扶助受給者）と、保護者・後見人ウォレット制度（第6.5節参照）は、関連する法令との連動を要する。

- **健康保険法・国民健康保険法等**：配当対象の判定に必要な加入資格情報の連携。
- **住民基本台帳法**：住所・世帯構成の変更を配当対象リストに反映する仕組み。
- **親権法・成年後見制度関連法令**：保護者・後見人ウォレットの管理権限の法的根拠。

これらの法令との連動は、関係省庁の協議と立法的調整を要する。本論文では、必要な連動の論点を提起するにとどめ、各論点の具体的整理は実装段階での検討に委ねる。

8.6 マイナンバー連動とプライバシー保護

CCCの拠出・配当の処理には、市民のマイナンバーとの連動が想定される。これにより、(1) 配当対象の本人確認、(2) 二重受給の防止、(3) 自動停止・自動再開請願機構における二重投票の防止が実現される。

一方、マイナンバー連動は、プライバシー保護および個人情報保護法との関係で慎重な制度設計を要する。具体的には、(1) ゼロ知識証明等の暗号技術により、個人特定可能な情報を最小限にする、(2) 拠出と配当の記録のうち、個人別の詳細データへのアクセス権限を厳格に管理する、(3) 請願票の記録は完全に匿名化する、といった対応が考えられる。

これらの技術的・法的設計は、情報法・暗号学の専門的検討を要する。

8.7 これらは別途の専門的検討を要する課題であることの明示

以上の各課題は、本論文の主軸である「CCCの税制設計上の機能と構造的性格」とは異なる次元の論点であり、それぞれ別途の専門領域における詳細な検討を要する。本論文では、これらを実装上の重要課題として提起するにとどめ、各論点の解決は、関係する専門家・実務家による別途の研究と検討に委ねる。

CCCの実装にあたっては、これらの課題群を順次検討し、必要な立法的・行政的措置を講じることが必要となる。本論文の貢献は、CCCの基本設計と理論的枠組みを提示し、実装に向けた検討の出発点を提供することにある。

第9節 拡張可能性：G-CCC

9.1 国家財政から独立した会計区分としての国際展開可能性

CCCは、CCCプールという国家財政から区分された会計区分として設計されているため、国家単位の枠組みを超えた拡張可能性を理論的に持ち得る。本節では、その拡張形態として「Global CCC（G-CCC）」の構想を、課題提起のレベルで論じる。

CCCの基本構造（等率徴収・等額分配）は、国家財政との統合を要しない。このため、複数の国家がCCC圏を構成し、各国の市民が共通の会計区分に拠出し、共通の配当を受けるという形態が、論理的には可能である。これは、国際的な再分配構想として一定の意義を持つ可能性がある。

ただし、本節の議論は、現時点ではあくまで論理的な可能性の探索であり、具体的な政策提案ではない。実装に向けた政治的・経済的・制度的課題は多数存在し、これらは将来の研究課題として残される。

9.2 同程度の経済力を有する国家間でのCCC圏構成

G-CCCの最も実現可能性の高い形態は、同程度の経済力（1人あたりGDP、消費構造、社会保障制度の発達度合い等）を有する国家間でのCCC圏構成と考えられる。経済力に大きな差がある国家間でCCCを構成すると、(1) 拠出基盤の規模差が配当の偏りを生じうる、(2) 購買力平価の差異が配当の実質価値の地域差を生じうる、(3) 経済力の弱い国家から強い国家への逆流的拠出を生じうる、といった問題が生じうる。

同程度の経済力を有する国家間（例：EU加盟国の一部、北欧諸国間、東アジア先進諸国間など）であれば、これらの問題は相対的に小さくなる可能性がある。

9.3 課題（通貨換算、購買力平価、居住者基準、制度監督、政治的実現可能性）

G-CCCの実装には、次のような課題が想定される。

- **通貨換算**：参加国の通貨間で拠出と配当を換算する基準。固定レートか、市場レート連動か、購買力平価ベースかの選択が必要となる。
- **購買力平価**：通貨換算レートが、各国の物価水準を反映しないと、配当の実質価値の地域差が生じる。購買力平価による調整の妥当性と運用方法が課題となる。
- **居住者基準**：配当対象の判定基準。各国の住民基本台帳または健康保険加入者基準を統合的に用いる方法、あるいは専用の国際的登録制度を設ける方法が考えられる。
- **制度監督**：G-CCCの運用を監督する国際機関の設置と権限。既存の国際機関（IMF、WHO、地域連合機関等）との関係も論点となる。
- **政治的実現可能性**：参加国間の主権の譲渡、国内政治における支持基盤、税制の調和化、これらは政治的に困難な課題である。

これらの課題は、本論文の射程を大きく超えるものであり、将来の研究と政策議論に委ねる。

9.4 Pogge、Milanović等の規範的分配構想との接続

G-CCCの理論的位置づけは、国際的な規範的分配論の文脈と接続する。

Thomas Poggeは、世界貧困と人権の関係を論じ、グローバルな再分配の道徳的根拠を示してきた（Pogge, 2008）。Branko Milanovićは、世界の所得分布の実証研究を通じて、グローバル不平等の構造とその縮小可能性を論じてきた（Milanović, 2016）。これらの規範的・実証的議論は、G-CCCのような国境を越えた循環構造の理論的正当化に接続しうる可能性を持つ。

ただし、これらの議論はG-CCCを直接的に正当化するものではない。G-CCCはあくまで税制設計の一形態であり、規範的議論との接続は、解釈的な参照点として位置づけられる。

本論文の主軸は、国内（日本）のCCCに置かれている。G-CCCの議論は、本論文の射程の一部を将来へと拡張する余地を示すものとして位置づけ、詳細な検討は将来の研究に委ねる。

第10節 結論

10.1 CCCの本質的貢献

本論文は、消費課税の逆進性に対する構造的緩和装置として、市民循環拠出（CCC）を提案した。CCCの本質的貢献は、次の三点に集約される。

第一に、「等率徴収・等額分配」という非対称構造による、自動的な逆進性緩和機能である。所得審査や政策的判断を経ずに、消費の少ない世帯ほど純受益が大きくなる仕組みは、構造的に堅牢であり、運用コストも比較的低い。

第二に、国家財政から区分された会計区分としての構造的独立性である。CCCの拠出と配当は、国家の一般財源を経由せず、CCCプールで完結する。これにより、(1) 国家財政の制約からの一定の独立性、(2) 政治的可逆性の低下による制度の安定性、(3) 再分配を「政治的争点」から「制度的事実」へ部分的に変換する効果、が実現される。

第三に、第一層（税制設計上の機能）と第二層（市民間水平的相互扶助循環）の二層構造である。この二層構造は、CCCを単なる技術的装置ではなく、現代社会における再分配のあり方を問い直す試みとして位置づけることを可能にする。災害時の

M-CCCにおいて第二層が単独で機能することで、二層構造の論理的整合性が示される。

10.2 二層構造による思想的厚みと技術的実装可能性

CCCの二層構造は、思想的厚みと技術的実装可能性を両立させている。

思想的には、Mauss、Titmuss、ロールズ的相互性などの社会哲学的・人類学的伝統と接続し、市民間の水平的相互扶助という性格を制度的に表現する。これは、近代以降の福祉国家論が前提としてきた「国家から市民への再分配」という枠組みに対する、新しい視座の提示である。

技術的には、CDAT等のリアルタイム決済インフラと統合可能な平時運用と、紙・現金・郵便局による災害時の手動運用（M-CCC）の双方を備える。この二重性は、CCCが本質的にシンプルな制度であり、技術的複雑性によらない核心を持つことを示す。

両者の組み合わせは、CCCを抽象的な思想実験ではなく、具体的に運用可能な制度として位置づけることを可能にしている。

10.3 政治的伝達戦略の重要性

CCCの実装にあたっては、政治的伝達戦略が重要となる可能性がある。CCCの拠出は、消費者から見れば消費税率の上乗せのように映る場合がある。実効的な負担額が、配当を加味すれば多くの世帯にとって純受益となる仕組みであるとしても、表面的には「増税」と受け取られるリスクがある。

このため、CCCの導入時には、(1) 拠出と配当の対称性、(2) 多くの世帯にとって純受益となる構造、(3) CCCプールによる用途固定、を市民に分かりやすく説明することが望まれる。世帯類型別のシミュレーション（第5節）は、この説明を支える具体的な根拠の一部となりうる。

また、CCCを「増税」ではなく「市民間の循環」として位置づけることは、概念的に新しい再分配の枠組みを提示するという意味で、政治的・社会的な議論を必要とする。本論文の理論的枠組みが、こうした議論の出発点として活用されることが、著者の願いである。

10.4 残された課題と今後の研究

本論文の射程外として残された主要課題は、次の通りである。

- **合憲性論点の詳細検討**：租税法律主義、後継議会非拘束原則、間接民主主義原理との関係（第8節で課題提起）。
- **詳細な分布シミュレーション**：家計調査の年間収入五分位階級別データを用いた、人口分布全体での再計算（第5節の精緻化）。
- **行動経済学的分析**：CCCの導入が消費行動・労働供給・貯蓄行動に与える影響の評価。
- **CDAT統合運用の詳細設計**：CDATとCCCを同一基盤上で運用する際の技術的・制度的詳細。
- **G-CCCの政治的実現可能性**：国際的な制度設計と参加インセンティブの分析（第9節の発展）。
- **歴史的・比較制度的研究**：CCCの構造を持つ過去の制度的試み（地域通貨、コミュニティ・チェスト等）との比較分析。

これらの課題は、税制設計、財政学、社会保障論、憲法学、政治哲学、人類学など、複数の学問分野にまたがる。本論文は、これらの今後の研究に向けた一つの出発点として位置づけられる。

CCCは、消費課税の逆進性という具体的な政策課題への応答であると同時に、現代社会における再分配のあり方を問い直す試みでもある。「等率徴収・等額分配」という形式的にシンプルな構造の中に、市民間の水平的相互扶助という思想的厚みと、災害時にも機能する技術的冗長性とを併せ持つ点に、CCCの設計上の特異性がある。本論文が、このような新しい制度設計の選択肢を示し、今後の議論に貢献することを期したい。

付録

本付録は、本論文第5節〜第8節および第10節で参照される計算式・パラメータ・状態遷移・関係法令・先行制度の詳細を整理する。各付録は、本文の主張を補完する参照資料として位置づけられ、本文に組み込むには冗長となる定量的・制度的細部を収録する。

付録A シミュレーション計算式と全パラメータ

本付録は、第5節のシミュレーションを再現するために必要な算定式とパラメータを完全な形で記載する。読者が同じ前提から計算結果を再現できることを目的とする。

A.1 マクロパラメータ

拠出基盤および対象人口に関わる基本パラメータは次の通りである。

- 記号 C：家計最終消費支出(年):351兆円。出典は内閣府国民経済計算 2025年GDP速報値(2026年2月公表)。
- 記号 α：消費税課税対象比率:0.75。家計最終消費支出のうち、家賃(約4%)、帰属家賃(約6%)、保険診療医療費(約4-5%)、学校教育費の一部(約2%)等の消費税法上の非課税項目を除外した範囲の概算比率である。本論文は政策効果の概略を示すことを目的とするため、議論のための代表値として0.75を採用する。実装時には、内閣府国民経済計算の品目別データと消費税法非課税項目の対応関係から、精緻な値が導出される必要がある。なお、αの妥当な範囲は概ね0.70から0.80と見込まれ、A.6.1で示す感度分析の通り、この範囲の変動による配当額への影響は±7%程度に収まる。
- 記号 B：年間拠出基盤:$B = C \times \alpha \approx 263$兆円。年間配当総額は $B \times r$ となる。
- 記号 N：配当対象人口:約1億2,300万人。総務省統計局人口推計2026年4月概算値、健康保険加入者および医療扶助受給者を想定。
- 記号 m：配当周期(月数):12。月次配当を前提とする。
- 記号 r：拠出率(政策パラメータ):本論文では2.5%、5%、10%、15%の4水準を例示する。

これらのマクロパラメータは、概算値として位置づけられる。家計最終消費支出は年度更新を前提とし、消費税課税対象比率は消費分類別データによる精緻化が望ま

しい。配当対象人口は健康保険資格情報のリアルタイム集計により更新される設計を前提とする。

A.2 1人あたり月額配当の算定式

拠出率 r における1人あたり月額配当 d(r) は次式で算定される。

$$d(r) = B \times r \div N \div m = 263\text{兆円} \times r \div 1.23\text{億人} \div 12$$

拠出率別の具体値は次の通りである。本文の表記との整合のため、50円単位で丸めた値を採用している。

表A-1 拠出率別の月額配当

拠出率 r	厳密値(円)	丸め後(円)	年間配当(1人)
2.5%	約4,455	4,450	約53,400円
5.0%	約8,909	8,900	約106,800円
10.0%	約17,818	17,800	約213,600円
15.0%	約26,728	26,700	約320,400円

A.3 世帯単位の算定式

ある世帯 i について、月次の値を次のように定義する。

- T_i：月次総消費額。
- R_i：消費税課税対象から除外する住居関連支出。主として T_i に含まれる居住用家賃を指す。住宅ローン返済は家計調査上の消費支出には含まれないため、本論文の T_i には原則として含めない。独自に住宅ローン返済相当額を T_i に含める場合には消費税の課税対象外支出として R_i に含めて控除する。
- M_i：医療費(保険診療部分、消費税非課税項目)。
- n_i：世帯人員数。
- X_i：課税対象消費額 $= T_i - R_i - M_i$。
- $P_i(r)$：世帯拠出額 $= X_i \times r$。
- $D_i(r)$：世帯配当額 $= d(r) \times n_i$。
- $\Delta_i(r)$：純影響 $= D_i(r) - P_i(r)$。
- $\varrho_i(r)$：純影響率(%) $= \Delta_i(r) \div T_i \times 100$。

純影響率 $\varrho_i(r)$ は、世帯の総消費額 T_i に対する純影響の比率であり、世帯規模の違いを考慮して世帯類型を比較するための標準化指標である。

A.4 世帯類型別パラメータ

第5節シミュレーションで用いた7類型のパラメータは次の通りである。

表A-2 世帯類型別のパラメータ

世帯類型	T_i (円)	R_i (円)	M_i (円)	n_i	備考
単身低所得	120,000	50,000	—	1	賃貸想定(低所得層は家賃比率が大きい)
単身年金高齢者	149,286	13,000	12,000	1	家計調査2024(高齢単身無職、持家率高め)
母子家庭2子	220,000	65,000	10,000	3	賃貸想定、子供医療費助成考慮
65歳以上夫婦無職	256,521	16,000	18,000	2	家計調査2024(夫婦高齢者無職)
夫婦二人現役	290,000	80,000	—	2	賃貸またはローン
4人家族中流	380,000	90,000	15,000	4	二人以上世帯の保健医療費平均ベース
単身高所得	500,000	100,000	—	1	都市部賃貸または高額ローン想定

A.5 純影響ゼロの境界線(数学的整理)

第2.1節で示したとおり、純影響 $\Delta_i(r)$ がゼロとなる境界 X^*_i は拠出率 r に依存しない。本付録では、その数学的導出と世帯人員別の境界、および本シミュレーションの世帯類型における境界との対応を整理する。

世帯 i の純影響 $\Delta_i(r)$ がゼロとなる課税対象消費額の境界 X^*_i は次式で表される。

$$\Delta_i(r) = 0 \Leftrightarrow d(r) \times n_i = X^*_i \times r$$

$$X^*_i = d(r) \times n_i \div r$$

ここで $d(r) = B \times r \div N \div m$ を代入すると、興味深いことに r は両辺で約分され、境界は r に依存しない値となる。

$$X^*_i = (B \div N \div m) \times n_i = (263\text{兆円} \div 1.23\text{億人} \div 12) \times n_i \fallingdotseq 178{,}200 \times n_i \text{ (円/月)}$$

この性質から、純拠出と純受益の境界は1人あたり月次課税対象消費額が約178,200円となる点で決まり、拠出率を変えても境界そのものは動かないことが分かる。拠出率の変更は、純影響の絶対額を比例的に拡大・縮小させるが、境界は不変である。これはCCCの構造的特徴の一つであり、政策パラメータ(拠出率)の選択が「再分配

の境界」を変えるのではなく「再分配の強度」のみを変える、という性質を意味する。

世帯人員別の境界は次の通りである。

表A-3 世帯人員別の純影響ゼロ境界

世帯人員 n_i	境界 X^*_i (課税対象消費/月)	総消費 T_i 換算(家賃を考慮した目安)
1人	約178,200円	約200,000〜280,000円(家賃水準による)
2人	約356,400円	約380,000〜450,000円
3人	約534,600円	約580,000〜650,000円
4人	約712,800円	約770,000〜840,000円

この境界整理から、本シミュレーションの世帯類型では、単身高所得世帯(総消費500,000円、課税対象400,000円、境界178,200円)のみが境界を超えて純拠出となり、その他の6類型は境界の手前で純受益となることが確認できる。

A.6 感度分析

マクロパラメータの変動に対する1人あたり月額配当の感度を整理する。

A.6.1 消費税課税対象比率 α への感度

表A-4 αへの感度

α(課税対象比率)	拠出基盤 B	拠出率2.5%の月額	拠出率10%の月額
0.70(基準より5pt低)	約245.7兆円	約4,160円	約16,640円
0.75(基準)	約263兆円	約4,450円	約17,800円
0.80(基準より5pt高)	約280.8兆円	約4,750円	約19,000円

α が±5ポイント変動すると、配当額は±約7%程度変動する。世帯類型別の純影響パターンの相対的順序は保たれるため、政策設計上はこの程度の前提変動は許容範囲と考えられる。

A.6.2 人口 N への感度(長期トレンド)

長期的な人口減少が1人あたり月額配当に与える影響は、N単独の変化ではなく、B/N比率の変化として理解する必要がある。算定式 d(r) = B × r ÷ N ÷ m から、d(r)はB/N

に比例する。人口減少は通常、消費規模B = C × αの縮小を伴うため、両者の変動は概ね相殺される。

ただし、両者の縮小率は必ずしも一致しない。高齢化の進行により1人あたり消費性向が変化する場合、B/N比率も変動する。長期運用にあたっては、Nの変化とBの変化の差分を継続的にモニタリングし、必要に応じて拠出率の調整を含む政策対応を行う設計が望ましい。

A.6.3 拠出率 r の連続的な感度

拠出率 r は政策パラメータであり、社会の合意に応じて0%(事実上の停止)から理論的上限(消費税率と同等以上の水準)まで連続的に設定可能である。試算例として、単身高所得世帯と単身低所得世帯の月次純影響を示す。

表A-5 拠出率rへの感度

r	1人あたり月額配当	単身高所得の純影響(月)	単身低所得の純影響(月)
1%	約1,780円	–2,220円	+1,080円
2.5%	約4,450円	–5,550円	+2,700円
3%	約5,340円	–6,660円	+3,240円
5%	約8,900円	–11,100円	+5,400円
7%	約12,460円	–15,540円	+7,560円
10%	約17,800円	–22,200円	+10,800円
15%	約26,700円	–33,300円	+16,200円

r の上昇は純影響の絶対額を比例的に拡大させる。実装段階での r の選択は、(1) 消費に対する追加負担の許容水準、(2) 配当の生活底上げ効果の目標水準、(3) 政治的合意の到達点、の三つの観点から定まる。

A.7 算定の再現可能性

本付録に掲載した算定式とパラメータがあれば、第5節のシミュレーション結果は表計算ソフト等で容易に再現可能である。再現に必要なのは、A.1のマクロパラメータ、A.3の世帯単位の算定式、A.4の世帯類型別パラメータの三つのみである。本論文の数値は、これらの組み合わせによって決定論的に導出される。

付録B 状態遷移図(通常運用、過半数到達、配当処理、保留、停止、再開)

本付録は、第6節および第7節で論じたCCCの状態遷移を、状態ごとの定義と遷移条件の形式で整理する。図示には限界があるため、以下では状態と遷移の表形式での定義を中心とする。

B.1 状態の定義

CCCは概念的に次の８状態をとる。

表B-1 CCCの8状態

状態記号	状態名	概要
S0	通常運用	拠出徴収・月次配当が稼働中。請願ボタンは「停止請願」モード。
S1	停止請願過半数到達・システムチェック	停止請願が過半数に到達。1時間のシステムチェックを実施し、整合性・二重投票・技術的瑕疵を確認。
S2	最終配当処理	S1のチェック完了後、CCCプール残高を最終配当として全市民に発行。所要約10日。
S3	保留状態	新規拠出停止、配当発行停止。請願ボタンは「再開請願」モード。最大1年継続。
S4	国会審議期間	S1〜S3と並行して進行。過半数到達から3ヶ月以内に国会が審議し、修正・完全停止・修正再開のいずれかを決定。
S5	終末処理(社会福祉用途移転)	S3が1年継続した場合、CCCプール残余資金を社会福祉用途に移転。基本法上の規定。
S6	再開請願過半数到達・システムチェック	再開請願が過半数に到達。1時間のシステムチェックを実施。
S7	M-CCC運用	デジタルインフラ機能不全地域における手動運用形態。郵便局ノード、市民循環拠出箱、地域完結型配当。

B.2 遷移の定義

各状態間の遷移と発動条件を整理する。

表B-2 状態遷移と判定条件

遷移	判定条件	所要時間	備考
S0 → S1	停止請願票が配当対象人口の過半数に到達	即時	二重投票防止のためマイナンバー連動本人確認を経て計上
S1 → S2	システムチェック完了(瑕疵なし)	1時間後	瑕疵検出時はS0に戻りつつ調査
S2 → S3	最終配当処理完了	約10日後	残余資金は保留状態の運用資金として保持
S3 → S5	S3継続期間が1年に到達かつ再開請願不成立	1年後	残余資金は社会福祉用途に移転
S3 → S6	再開請願票が配当対象人口の過半数に到達	即時	—
S6 → S0	システムチェック完了(瑕疵なし)	1時間後	通常運用復帰
S0/S3 → S4	停止または再開請願の過半数到達	並行発動	国会審議は他状態の進行と並行
S4 → 立法措置	国会審議完了	3ヶ月以内	拠出率調整・対象見直し等の立法可
S0 → S7	デジタルインフラ機能不全判定＋機能不全地域の指定	即時	指定地域内でM-CCCに移行、消費税徴収は当該地域内で一時停止する。
S7 → S0	デジタルインフラ復旧＋政府による復旧宣言	段階的	復旧期間中に紙ベース記録の電子化と精算

B.3 状態遷移の流れ

主要な遷移経路を文章で記述する。図示は実装段階で別途作成されるべきものとし、ここでは論理的な遷移関係のみを示す。

デジタルインフラ機能不全判定がなされ、機能不全地域が指定された場合、当該地域内のCCCはS0からS7（M-CCC運用）へ移行する。機能不全地域内では、CCCの第二層である市民間水平的相互扶助は、任意拠出箱を通じてM-CCCとして継続される。他方、消費税徴収は当該地域内で一時停止される。これは、レジ・通信網・国庫送金機構が機能しない状態で消費税相当額を現金で預かると、売上金と国庫送金予定額の混在、記録不備、復旧時精算の混乱が生じるためである。インフラ復旧後は、紙ベース記録の電子化と必要な精算を経て、当該地域のCCCはS7からS0へ段階的に復帰する。

国会審議(S4)はS1からS3までの進行と並行する独立プロセスである。請願の過半数到達と同時にS4が起動し、3ヶ月以内に国会が審議結果を出す。

B.4 並行プロセスとしての国会審議(S4)

S4は、S1〜S3と独立した並行プロセスとして進行する。S1への遷移と同時に国会審議が起動し、S2・S3の進行とは別に3ヶ月以内に完了する設計である。S4の結果は、状態遷移そのものを直接変更するのではなく、追加的な立法措置として作用する。

具体的には、S4で「拠出率の修正」が立法された場合、S6→S0の遷移時に新しい拠出率で運用が再開される。S4で「完全停止」が立法された場合、S3はS5に直接移行するか、そのまま終末処理に至る。S4で「修正なし」となった場合、S3の自然進行(再開請願か1年経過か)に委ねられる。

この並行設計は、市民の直接的意思(請願)と代表民主主義の調整機能(国会審議)の双方を制度に組み込む試みである。両者の関係性の合憲性論点は、本論文第8.3節で課題として提起した。

付録C CCCに関わる主要関係法令の改正点リスト

本付録は、CCCの実装に必要な法令改正・新規立法の主要項目を整理する。各項目は実装段階での詳細検討を要する論点であり、本付録は出発点としての整理にとどまる。立法技術の選択(基本法での包括規定か、関係法令の個別改正か等)は、立法過程での協議に委ねる。

C.1 新規立法

C.1.1 市民循環拠出基本法(仮称)

CCCの根幹を定める新規立法。次の事項を規定する。

1. 目的・基本理念：消費課税の逆進性緩和および市民間水平的相互扶助循環。
2. CCCプールの設置：一般財源と区分された会計区分。管理機関と監査主体の規定。
3. 拠出対象：消費税法上の課税取引のうち、最終消費段階に帰着する支払いを基礎とする旨の規定。
4. 配当対象：公的医療保険加入者および医療扶助受給者と定義する規定。

5. 拠出率：基本水準と変更手続。特別多数要件の検討(合憲性論点を伴う)。

6. 配当方法：月次・等額・全対象者への自動配当。

7. 用途固定：配当および同一目的の社会福祉用途以外への支出禁止。

8. 自動停止・自動再開請願機構の制度化：請願権、過半数閾値、状態遷移ルール。

9. 国会審議規定：過半数到達後3ヶ月以内の審議義務。

10. 終末処理：1年経過後の社会福祉用途への移転規定。

11. 保護者・後見人ウォレットの法的根拠。

12. M-CCC移行：発動条件、郵便局ノード運用、地域完結型集計、復旧時精算。

13. 罰則・救済：不正受給、虚偽請願、用途流用への対応。

C.2 既存法令の改正

C.2.1 所得税法

第9条(非課税所得)にCCC配当を追加する改正が望ましい。これにより、配当の実質額が課税により減じられず、CCCの逆進性緩和機能が完全に機能する。改正条項案として「市民循環拠出基本法に基づく循環配当金」を非課税所得として明記する。

C.2.2 地方税法

住民税の所得算定においても、CCC配当を所得から除外する改正を要する。所得税法と整合する形で、地方税法第34条等の所得控除の規定にあわせて整理する。

C.2.3 健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

配当対象者の判定のため、各保険者からCCC運用機関への加入者情報提供の根拠規定を整備する。具体的には、加入資格の取得・喪失、被扶養者情報、住所変更等の情報を、本人同意の手続を経た上で連携する仕組みを定める。

C.2.4 住民基本台帳法

住所変更・世帯構成変更がCCCの配当対象リストに反映される仕組みを整備する。マイナンバーを介した自動連携を前提とする場合、本法の改正と運用ガイドラインの整備を要する。

C.2.5 民法、成年後見制度関連法令

保護者・後見人ウォレットの管理権限の法的根拠を整備する。具体的には、(1) 親権者が未成年者の配当ウォレットを管理する権限と、その管理の用途制限(子の生活費・教育費等への充当のみ)、(2) 成年後見人による被後見人ウォレットの管理権限と用途制限、(3) 親権の濫用・後見人の利益相反への対応、を規定する。児童福祉法・成年後見制度との整合性を確認する。

C.2.6 行政手続におけるマイナンバーの利用等に関する法律(マイナンバー法)

CCCの配当対象捕捉、二重受給防止、請願票の本人確認のため、マイナンバーをCCC運用に利用する根拠規定を整備する。同時に、利用範囲の限定とプライバシー保護のための条項を加える。

C.2.7 個人情報保護法

配当履歴・拠出履歴・請願記録の保護基準を明記する。請願記録については、ゼロ知識証明等の技術により、個人特定可能な情報を残さない設計を法的に担保する。

C.2.8 消費税法

CCC拠出と消費税の同時徴収に関する事業者の義務、徴収機構の共有、災害時における消費税徴収の一時中止規定を整備する。災害時のM-CCC移行時に消費税徴収を中止する旨の特例規定を含める。

C.2.9 財政法

CCCプールの会計区分としての位置づけを定める。一般財源との区分、独自の会計年度、決算手続を規定する。

C.2.10 災害対策基本法

M-CCC発動条件として、デジタルインフラ機能停止と災害宣言の関係を整理する。M-CCCの発動は災害対策本部の判断と連動する設計とし、本法の枠内で運用される。

C.2.11 郵便法、日本郵便株式会社法

M-CCC運用において郵便局がノードとなることの法的根拠と業務範囲を規定する。郵便局における拠出金の保管、集計、配当現金の供出が、ユニバーサルサービスとして位置づけられるか、別途の業務として位置づけられるかは、立法上の選択である。

C.3 立法スケジュールの目安

実装に向けた立法スケジュールの目安として、次のような段階的進行が考えられる。これは検討の出発点であり、実際の立法過程は政治的・行政的状況に依存する。

表C-1 立法スケジュールの目安

段階	主な立法措置	想定期間
第1段階	市民循環拠出基本法の制定、所得税法・地方税法の改正	2〜3年
第2段階	健康保険・住基台帳・マイナンバー連動規定の整備	1〜2年
第3段階	決済インフラ構築(CDAT統合または独立基盤)	3〜5年
第4段階	M-CCC運用規定(災害対策基本法・郵便法)の整備	1〜2年
第5段階	段階的実施開始(拠出率を低水準から開始)	—

これらは概略であり、立法過程の進行と社会的合意の形成に応じて柔軟に調整される必要がある。

付録D 先行制度の制度比較表

本付録は、CCCを国際的・歴史的な先行制度の文脈に位置づけるため、(1) アラスカ永久基金配当(PFD)、(2) Hansen-Boyce炭素配当構想、(3) スイス・ベーシックインカム国民投票(2016年)、(4) カナダGST/HSTクレジット、の四つを比較対象として取り上げる。各制度はCCCと部分的な共通点を持ちつつ構造的には異なる位置にある。

D.1 各制度の概要

D.1.1 アラスカ永久基金配当(Alaska Permanent Fund Dividend、PFD)

1976年にアラスカ州憲法改正により設立された永久基金(Permanent Fund)の運用益を、州民全員に等額で年1回配当する制度。1982年に最初の配当が実施され、以来継続している。財源は州の石油・ガス収入を運用する基金の収益。年間配当額は概ね1,000〜2,000米ドル(年により変動)。州民であれば年齢・所得・労働状況を問わず受給可能。Widerquist & Howard (2012) はこれをUBI構想の最も成功した実例として詳細に分析している。

D.1.2 Hansen-Boyce炭素配当構想

気候科学者James Hansenと経済学者James K. Boyceが提唱する炭素配当構想。化石燃料に対する炭素税を徴収し、税収全額を全国民に等額で配当する設計。Boyce (2019) は、これを再分配的気候政策として体系化した。実装例としては、カナダの炭素税還付(Canada Carbon Rebate、2019年から2025年4月まで運用)が、個人向け炭素配当の代表例として挙げられる。ただし、カナダのCCRは消費者向け炭素燃料賦課金の廃止に伴い、個人向けは2025年4月で終了しており、Hansen-Boyce型の本格的実装は現時点では存在していない。CCCとの構造的類似性は「等率徴収・等額分配」の循環構造にある。

D.1.3 スイス・ベーシックインカム国民投票(2016年)

スイスで2016年6月に実施された、無条件ベーシックインカム導入の是非を問う国民投票。提案内容は、成人に月額2,500スイスフラン(当時約27万円)、未成年に月額625スイスフランの無条件給付。財源は国家予算と消費税増税の組み合わせ。投票結果は反対76.9%、賛成23.1%で否決。実装には至らなかったが、現代におけるUBI構想の最大規模の政治的問いかけとして、しばしば参照される。

D.1.4 カナダGST/HSTクレジット(Goods and Services Tax / Harmonized Sales Tax Credit)

カナダの連邦消費税(GST)の逆進性を緩和するため、低中所得層に四半期ごとに還付する制度。1991年のGST導入時に同時に整備された。所得・家族構成に応じて支給額が変動する。給付付き税額控除の典型例の一つであり、消費税の逆進性緩和策として日本でも参照されることが多い。本制度は2026年7月以降「Canada Groceries and

Essentials Benefit(CGEB)」に名称が変更され、四半期支払額が25%引き上げられ、その水準が5年間（2026〜2031年）維持されるが、適格性・支払計算・構造はGST/HSTクレジットを継承する。

D.2 評価軸別の比較

第4節で用いた5軸(資金所有権、政治的可逆性、制度の意味論、受給資格の根拠、正統性源泉)に「対象範囲」「実施状況」を加え、CCCと先行四制度を比較する。

表D-1 先行制度との比較

評価軸	アラスカPFD	Hansen-Boyce炭素配当	スイス2016提案	カナダGST/HSTクレジット	CCC(本論文)
資金所有権	州の永久基金	国庫(炭素税収)	国庫	国庫(一般財源)	CCCプール(用途固定・市民信託的性格)
対象範囲	州民全員(年齢不問)	全国民(提案)	全国民(提案)	低中所得層	公的医療保険加入者全員
対象選別	州民資格のみ	なし(普遍)	なし(普遍、提案)	所得審査あり	なし(健康保険資格のみ)
配当方式	年1回・等額	等額(提案)	月次・等額(提案)	四半期・所得連動	月次・等額
平均規模	年1,000〜2,000米ドル	年数百米ドル(試算)	月2,500CHF(提案)	年数百加ドル	月4,450〜26,700円(試算)
主目的	石油収入の州民還元	炭素税の逆進性緩和	全市民の生活基盤保障	消費税逆進性緩和	消費税逆進性緩和および相互扶助
政治的可逆性	元本は憲法保護、配当は議会決定	通常立法(高い)	否決のため評価対象外	通常立法(中程度)	基本法による(低めに設計)
制度の意味論	州資源の還元	汚染者負担と還元	市民の権利	国家からの補助	市民間の循環
受給資格の根拠	州民権	国民・居住者	市民権(提案)	国民・所得要件	循環への参加(健康保険加入)
正統性源泉	州憲法・州民の合意	環境正義・科学的合意	合意に至らず	立法・予算決定	基本法・構造的循環
実施状況	1982年から運用中	提案・部分実装(カナダのCCRは2025年4月終了)	2016年否決	1991年から運用中(2026年7月以降CGEBに改称)	提案段階

D.3 比較からの考察

各制度との比較から、CCCの位置づけを次のように整理できる。

D.3.1 アラスカPFDとの関係

アラスカPFDは、(1) 専用基金からの配当という資金所有権の独立性、(2) 全州民を対象とする普遍主義、(3) 等額分配、の三点でCCCと類似する。最大の差異は財源にある。PFDは州の天然資源収入を運用する基金からの配当であるのに対し、CCCは消費課税対象の支払いに連動するCCCプールからの配当である。両者は「結果として等額配当」という共通点を持つが、財源の性格と循環の方向性が異なる。

PFDは「資源の還元」という意味論を持ち、CCCは「市民間の循環」という意味論を持つ。両者は補完的な性格と理解でき、CCCは資源輸出収入に依存しない国・地域における等額配当の実装可能性を示すと位置づけられる。

D.3.2 Hansen-Boyce炭素配当との関係

Hansen-Boyce構想は、CCCと「等率徴収・等額分配」の循環構造を共有する。差異は徴収基盤にある。前者は炭素税(外部不経済への対応)を徴収基盤とし、後者は消費課税対象の支払いを徴収基盤とする。

両者は併存可能である。気候政策として炭素配当を、消費税逆進性緩和としてCCCを、それぞれ独立に運用する設計は理論的に整合する。両者の組み合わせは、Boyceの言う「再分配的環境政策」とCCCの「再分配的税制緩和」の統合版として、将来的な検討課題となりうる。

D.3.3 スイス2016提案との関係

スイス提案は、月額2,500スイスフランという高水準の無条件ベーシックインカムを目指した。これは生活費の主要部分を賄う水準であり、労働所得の代替という性格を持つ。CCCは、拠出率2.5%水準では月額約4,450円であり、スイス提案の約60分の1の規模に相当する。性格としても、CCCは生活費の代替ではなく逆進性の緩和装置である。

スイス提案の否決は、生活費代替水準のUBI実装の政治的困難を示す事例として参照される。CCCはこの困難を回避し、より小規模で逆進性緩和に焦点を絞った制度

として設計されている。CCCの拠出率を将来的に引き上げる場合、スイス型の高水準UBIに近づく可能性はあるが、本論文の射程はそこまでには及ばない。

D.3.4 カナダGST/HSTクレジットとの関係

カナダGST/HSTクレジットは、給付付き税額控除の典型的な実装例である。日本での給付付き税額控除導入論議における重要な参照点でもある。CCCとの構造的差異は、第4.2節で論じた給付付き税額控除一般との差異に準ずる。すなわち、(1) 資金所有権(一般財源 対 CCCプール)、(2) 対象選別(所得審査あり 対 なし)、(3) 制度の意味論(補助 対 循環)、が主な差異点である。

カナダGST/HSTクレジットは1991年のGST導入と同時に整備されたという点で、消費課税の逆進性に対する制度的応答として歴史的に意義深い。CCCは、同様の問題意識を異なる構造で解決しようとする試みと位置づけられる。

D.4 比較の総括

以上の比較から、CCCは既存の先行制度を全く新しく置き換えるものではなく、各制度が持つ要素——普遍的等額配当(PFD)、循環構造(Hansen-Boyce)、消費税逆進性緩和(カナダGST/HSTクレジット)、市民の経済的権利(スイス提案)——を、消費課税の逆進性緩和という具体的な政策課題に焦点を絞って組み合わせ、再構成した設計と位置づけられる。

特にCCCの独自性は、(1) 国家財政から区分されたCCCプール、(2) 健康保険加入者を対象とする普遍主義、(3) 月次の自動配当、(4) M-CCCを含む二層構造、の四点の組み合わせにある。これらの組み合わせは、上記四先行制度のいずれにも完全には一致しない。CCCは、先行制度の蓄積の上に立ちつつ、現代日本の制度的・社会的文脈に固有の応答として位置づけられる。

参考文献

Ackerman, B. (1991). We the People, Volume 1: Foundations. Harvard University Press. https://www.hup.harvard.edu/books/9780674948419

Azuma, A. (2026). 累積差額調整税 (CDAT): 累積差額のリアルタイム管理に基づく消費課税の設計仮説. MPRA Paper No. 129552. https://mpra.ub.uni-muenchen.de/129552/

Boyce, J. K. (2019). The Case for Carbon Dividends. Polity Press. https://www.politybooks.com/bookdetail?book_slug=the-case-for-carbon-dividends--9781509526574

Bruenig, M. (2018). Social Wealth Fund for America. People's Policy Project. https://www.peoplespolicyproject.org/projects/social-wealth-fund/

Canada Revenue Agency. (2026). Canada Groceries and Essentials Benefit. Government of Canada. https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/canada-groceries-essentials-benefit.html

Canada Revenue Agency. (2026). GST/HST credit. Government of Canada. https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/gst-hst-credit.html

Dworkin, R. (1977). Taking Rights Seriously. Harvard University Press. https://www.hup.harvard.edu/books/9780674867116

George, H. (1879). Progress and Poverty. New York: D. Appleton & Co. https://www.gutenberg.org/ebooks/55308

Goodin, R. E. (1988). Reasons for Welfare: The Political Theory of the Welfare State. Princeton University Press. https://press.princeton.edu/books/paperback/9780691022758/reasons-for-welfare

Halpern-Meekin, S., Edin, K., Tach, L., & Sykes, J. (2015). It's Not Like I'm Poor: How Working Families Make Ends Meet in a Post-Welfare World. University of California Press. https://www.ucpress.edu/books/its-not-like-im-poor/paper

Korpi, W., & Palme, J. (1998). The Paradox of Redistribution and Strategies of Equality: Welfare State Institutions, Inequality, and Poverty in the Western Countries. American Sociological Review, 63(5), 661–687. https://www.jstor.org/stable/2657333

Mauss, M. (1925). Essai sur le don. L'Année Sociologique. (吉田禎吾・江川純一訳「贈与論」ちくま学芸文庫、2009年) https://classiques.uqam.ca/classiques/mauss_marcel/socio_et_anthropo/2_essai_sur_le_don/essai_sur_le_don.html

Milanović, B. (2016). Global Inequality: A New Approach for the Age of Globalization. Harvard University Press. https://www.hup.harvard.edu/books/9780674737136

Paine, T. (1797). Agrarian Justice. Paris: W. Adlard. https://www.gutenberg.org/ebooks/31270

Pogge, T. (2008). World Poverty and Human Rights (2nd ed.). Polity Press. https://www.politybooks.com/bookdetail?book_slug=world-poverty-and-human-rights-cosmopolitan-responsibilities-and-reforms-2nd-edition--9780745641447

Rawls, J. (1971). A Theory of Justice. Harvard University Press. https://www.hup.harvard.edu/books/9780674000780

Titmuss, R. M. (1970). The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy. Allen & Unwin. https://policy.bristoluniversitypress.co.uk/the-gift-relationship-reissue

Widerquist, K., & Howard, M. W. (Eds.). (2012). Alaska's Permanent Fund Dividend: Examining Its Suitability as a Model. Palgrave Macmillan. https://link.springer.com/book/10.1057/9781137015020

総務省統計局 (2025) 「家計調査報告(家計収支編)2024年(令和6年)平均結果の概要」 https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_gaikyo2024.pdf

総務省統計局 (2026) 「人口推計」 https://www.stat.go.jp/data/jinsui/

内閣府 (2026) 「国民経済計算」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html